令和６（2024）年度の

大気環境及び水環境の状況等について

令和７（2025）年７月

川　　崎　　市

目　　次

大気環境の状況

１　大気環境の環境基準等達成状況概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
(1) 大気の環境基準等の達成（適合）状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
(2) 主な大気環境の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　大気測定地点の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　大気常時監視測定結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
(1) 二酸化窒素（NO_2）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
(2) 微小粒子状物質（PM2.5）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
(3) 浮遊粒子状物質（SPM）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
(4) 光化学オキシダント（Ox）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
(5) 二酸化硫黄（SO_2）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
(6) 一酸化炭素（CO）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
(7) 有害大気汚染物質等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
(8) ダイオキシン類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

水環境の状況

１　水環境の環境基準等達成状況概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
(1) 公共用水域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
(2) 地下水　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
(3) 土壌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
(4) 主な水環境の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
２　公共用水域測定結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
(1) 測定地点の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
(2) 河川水質の測定結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
(3) 海域水質の測定結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
３　地下水質測定結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
(1) 測定の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
(2) 各調査の測定結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
(3) ダイオキシン類の調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９
４　土壌ダイオキシン類の調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

参考資料

環境基準等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７

大気環境の状況

1　大気環境の環境基準等達成状況概要

川崎市では、大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法第22条に基づき、二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素及び有害大気汚染物質等の常時監視、並びにダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、ダイオキシン類の測定を行っている。

(1) 大気の環境基準等の達成（適合）状況

大気の環境基準等の達成（適合）状況は、表1のとおりである。（測定地点は3ページを参照）

表1　大気の環境基準等の達成（適合）状況

測定項目	環境基準等達成（適合）状況	前年度比較 2023年度 → 2024年度
二酸化窒素（NO_2）	全局で環境基準を達成	18/18局 → 18/18局
微小粒子状物質（PM2.5）	全局で環境基準を達成	17/17局 → 17/17局
浮遊粒子状物質（SPM）	全局で環境基準を達成	18/18局 → 18/18局
光化学オキシダント（Ox）	全局で環境基準を非達成	0/ 9局 → 0/ 9局
二酸化硫黄（SO_2）	全局で環境基準を達成	9/ 9局 → 6/ 6局※1
一酸化炭素（CO）	全局で環境基準を達成	5/ 5局 → 3/ 3局※2
有害大気汚染物質等	全地点で環境基準を達成 （指針値についても全地点で適合）	4/ 4地点 → 4/ 4地点
ダイオキシン類	全地点で環境基準を達成	3/ 3地点 → 3/ 3地点

※1　幸、宮前、麻生の3局の測定を令和6（2024）年10月に終了したことにより有効測定局数が減少している。

※2　日進町、富士見公園の2局の測定を令和6（2024）年3月に終了したことにより有効測定局数が減少している。

(2) 主な大気環境の推移

二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質については、全局で環境基準を達成しており、年平均値は緩やかな低下傾向がみられる。その要因としては、工場・事業場による環境対策の取組や各種自動車関係施策などが考えられる。

光化学オキシダントについては、全局で環境基準が非達成であり、改善に向けた取組を推進している。

2　大気測定地点の概要

大気汚染防止法第22条の規定に基づき、一般環境大気測定局9局及び自動車排出ガス測定局9局の計18局で大気汚染状況の常時監視を行っている。

測定局は表2及び図1のとおりである。

表2　測定局と測定項目

令和6(2024)年度

区分	地図番号	測定局	場所	所在地	二酸化窒素	微小粒子状物質	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄※5	一酸化炭素	有害大気汚染物質等	ダイオキシン類
一般環境大気測定局	1	大師※1	川崎区役所大師支所	川崎区東門前2-1-1	○	○	○	○	○		○	○
	2	田島	田島支援学校	川崎区田島町20-5	○	○	○	○	○	○		
	3	川崎※2	川崎市役所第4庁舎	川崎区宮本町3-3	○	○	○	○	○			
	4	幸	幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3	○	○	○	○	○			
	5	中原	中原区役所地域みまもり支援センター	中原区小杉町3-245	○	○	○	○	○		○	○
	6	高津	川崎市生活文化会館	高津区溝口1-6-10	○	○	○	○	○			
	7	宮前	宮前平小学校	宮前区宮前平3-14-1	○	○	○	○	○			
	8	多摩※3	登戸小学校	多摩区登戸1329	○	○	○	○	○		○	○
	9	麻生	弘法松公園	麻生区百合丘2-10	○	○	○	○	○			
自動車排出ガス測定局	10	池上	池上新田公園前	川崎区池上町3	○	○	○			○	○	
	11	日進町	都市機構川崎日進市街地住宅敷地内	川崎区日進町23-1	○	○	○					
	12	富士見公園※4	富士見公園	川崎区富士見1-1-6	○	○	○					
	13	遠藤町	御幸小学校	幸区遠藤町1	○		○			○		
	14	中原平和公園	中原平和公園	中原区木月住吉町33-1	○	○	○					
	15	二子	高津区役所道路公園センター	高津区溝口5-15-7	○	○	○					
	16	宮前平駅前	上下水道局管理地	宮前区土橋2-1-1	○	○	○					
	17	本村橋	本村橋	多摩区宿河原2-59-2	○	○	○					
	18	柿生	麻生消防署柿生出張所	麻生区片平2-30-7	○	○	○					

（注）　令和6(2024)年4月1日時点の測定局、測定局名、測定項目を示している。

※1　大師局は、川崎区役所機能再編事業による支所庁舎の建替えが行われることから、令和7(2025)年2月1日に川崎区役所大師支所仮庁舎（川崎区台町26-7）に移転した。

※2　川崎局は、新本庁舎等への機能移転の一環として、令和6(2024)年6月1日に川崎市役所南庁舎（川崎区東田町5-4）に移転した。

※3　有害大気汚染物質の一部及びダイオキシン類については、多摩区の生田浄水場で測定を実施した。

※4　富士見公園局は、市役所広場（川崎区砂子1-9-3）に新たな測定局を設置したことから令和7(2025)年3月1日に市役所前局に移転した。

※5　幸、宮前、麻生は令和6(2024)年10月に測定を終了している。

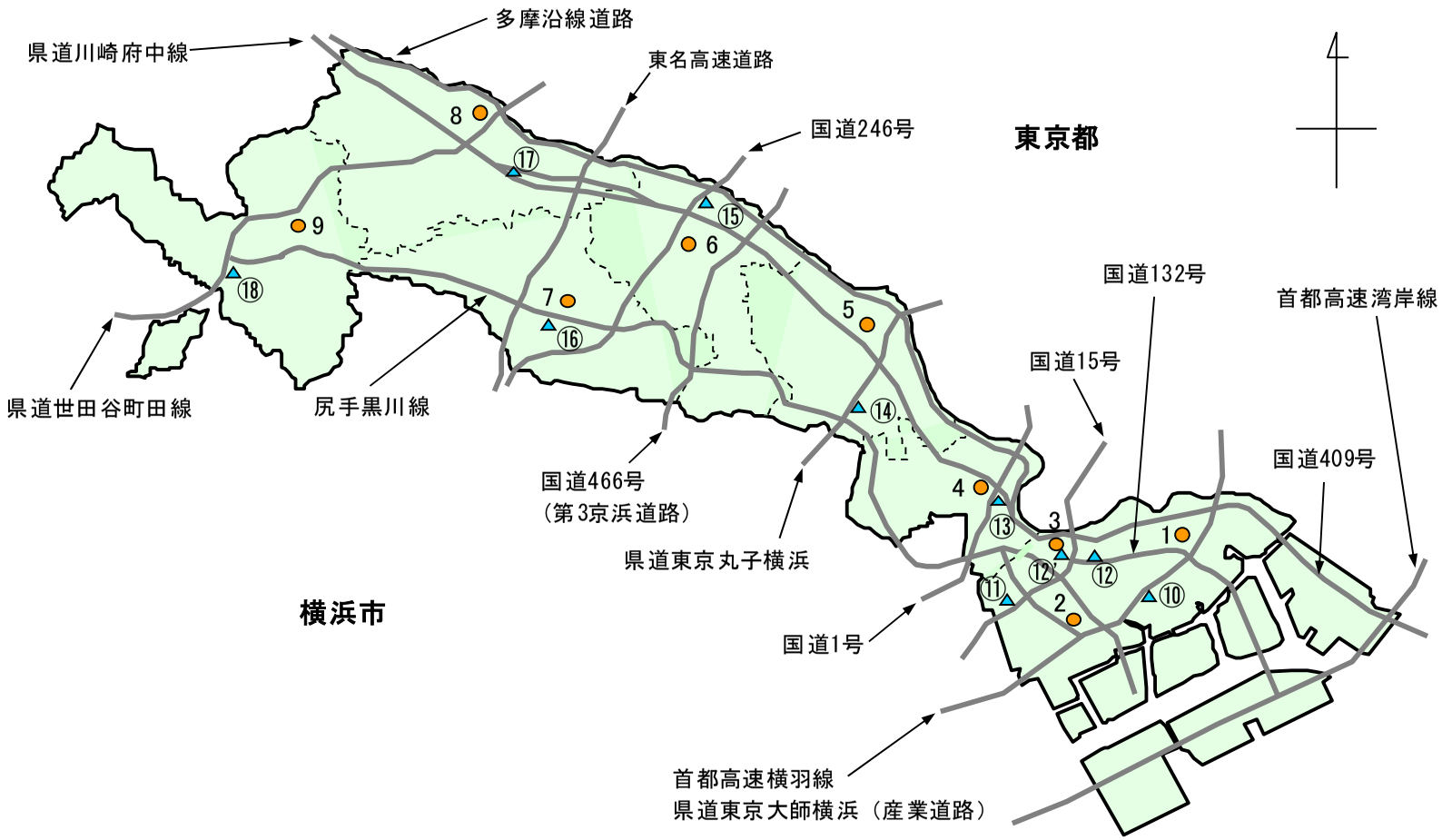

○一般環境大気測定局	1	大　師
	2	田　島
	3	川　崎
	4	幸
	5	中　原
	6	高　津
	7	宮　前
	8	多　摩※
	9	麻　生
△自動車排出ガス測定局	⑩	池　上
	⑪	日進町
	⑫	富士見公園
	⑫'	市役所前
	⑬	遠藤町
	⑭	中原平和公園
	⑮	二　子
	⑯	宮前平駅前
	⑰	本村橋
	⑱	柿　生

※有害大気汚染物質の一部及びダイオキシン類については、多摩区の生田浄水場で測定を実施した。

	目　的	主な測定項目
○一般環境大気測定局	地域の大気環境を測定	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、気象（気温、風速等）等
△自動車排出ガス測定局	自動車走行に起因する大気環境を測定	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素等

図１　大気測定地点図

３　大気常時監視測定結果

大気汚染防止法第 22 条に基づく二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素及び有害大気汚染物質等の常時監視測定結果並びにダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づくダイオキシン類の測定結果は次のとおりである。

なお、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄については、川崎市環境基本条例に基づく環境目標値、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく対策目標値（環境基準と同じ）がそれぞれ設定されている。

(1) 二酸化窒素（NO_2）

二酸化窒素は、大気中の窒素酸化物の成分の一つである。窒素酸化物は、燃料などが燃焼する際などに発生し、主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設、自動車などがある。また、微小粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質となる。

令和 6(2024)年度、二酸化窒素は一般環境大気測定局 9 局及び自動車排出ガス測定局 10 局で測定しているが、有効測定時間が年間 6,000 時間に満たない自動車排出ガス測定局 1 局の測定結果は環境基準等の評価を行わず、参考値として取り扱う。

ア　二酸化窒素の年平均値の推移

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局 9 局の年平均値は 0.012 ppm であり、前年度と変動はなかった。平成 9(1997)年度以降は、低下傾向を示している。また、平成 3(1991)年度のピーク時と比較すると、約 66%低下した。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 9 局の年平均値は 0.016 ppm であり、前年度より 0.001 ppm 低下した。平成 13(2001)年度以降は、低下傾向を示している。また、平成 4(1992)年度のピーク時と比較すると、約 64%低下した。

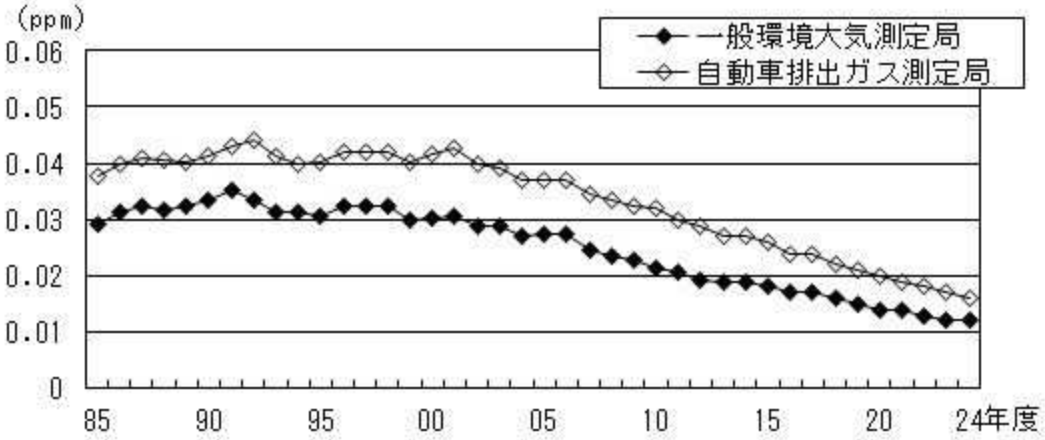

図 2　二酸化窒素濃度の年平均値の経年推移

イ　二酸化窒素の環境基準等の達成状況

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値については、全局で達成した。環境目標値については、全局で非達成であった。

なお、平成 15(2003)年度以降は、全局で環境基準及び対策目標値を達成している。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値については、全局で達成した。環境目標値については、全局で非達成であった。

なお、平成 27(2015)年度以降は、全局で環境基準及び対策目標値を達成している。

表３　二酸化窒素の測定結果と評価

測定局		環境基準評価 日平均値の年間98%値※1	環境基準評価 評価※2	有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合※3		環境基準値に適合しなかった日数とその割合		環境目標値に適合した日数とその割合※4		年平均値
		ppm	○×	日	日	%	日	%	日	%	ppm
一般環境大気測定局	大　師	0.035	○	355	355	100	0	0	297	83.7	0.015
	田　島	0.035	○	360	360	100	0	0	304	84.4	0.014
	川　崎	0.035	○	302	302	100	0	0	262	86.8	0.014
	幸	0.030	○	363	363	100	0	0	329	90.6	0.013
	中　原	0.031	○	356	356	100	0	0	324	91.0	0.012
	高　津	0.031	○	356	356	100	0	0	320	89.9	0.012
	宮　前	0.030	○	357	357	100	0	0	329	92.2	0.011
	多　摩	0.028	○	358	358	100	0	0	334	93.3	0.010
	麻　生	0.021	○	340	340	100	0	0	331	97.4	0.008
自動車排出ガス測定局	池　上	0.043	○	365	365	100	0	0	134	36.7	0.024
	日進町	0.034	○	361	361	100	0	0	302	83.7	0.015
	市役所前※5	(0.023)	－	17	17	100	0	0	16	94.1	(0.015)
	富士見公園	0.035	○	301	301	100	0	0	225	74.8	0.017
	遠藤町	0.039	○	360	360	100	0	0	213	59.2	0.019
	中原平和公園	0.030	○	362	362	100	0	0	324	89.5	0.012
	二　子	0.041	○	364	364	100	0	0	163	44.8	0.022
	宮前平駅前	0.032	○	363	363	100	0	0	309	85.1	0.014
	本村橋	0.030	○	363	363	100	0	0	334	92.0	0.012
	柿　生	0.027	○	346	346	100	0	0	321	92.8	0.012

※1　日平均値の年間98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値

※2　環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06 ppm以下の場合を環境基準の「達成」と評価し、○で表示した。
　　：日平均値の年間98%値が0.06 ppm超過の場合を環境基準の「非達成」と評価し、×で表示した。

※3　環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.06 ppmを超えた日数を引いた日数とした。

※4　環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.02 ppmを超えた日数を引いた日数とした。

※5　有効測定時間が年間6,000時間に満たないことから環境基準評価を行わない。
　　また、年平均値及び日平均値の年間98%値は参考値として取り扱う。

ウ　二酸化窒素の局別推移

表４　二酸化窒素濃度の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：ppm）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大師（分室※1）	0.022	0.020	0.021	0.019	0.018	0.017	---	---	---	---
大　師※2	---	---	---	---	---	---	0.017	0.016	0.015	0.015
田　島※3	0.022	0.020	0.019	0.018	0.018	0.016	(0.014)※5	0.016	0.015	0.014
川　崎※4	0.022	0.020	0.020	0.018	0.018	0.017	0.017	0.017	0.015	0.014
幸	0.019	0.017	0.018	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.012	0.013
中　原	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012
高　津	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012
宮　前	0.017	0.015	0.016	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011
多　摩	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010
麻　生	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
一般環境大気測定局の全局平均	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012

※1　分室：川崎区役所大師分室

※2　令和7(2025)年2月から大師支所仮庁舎

※3　平成28(2016)年1月まで田島こども文化センター

※4　令和6(2024)年6月から川崎市役所南庁舎

※5　測定装置の故障により有効測定時間が年間6,000時間に満たないことから参考値

表５　二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：ppm）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大師（分室※1）	0.043	0.042	0.043	0.045	0.039	0.042	---	---	---	---
大　師※2	---	---	---	---	---	---	0.036	0.036	0.037	0.035
田　島※3	0.046	0.041	0.039	0.043	0.039	0.041	(0.030)※5	0.036	0.038	0.035
川　崎※4	0.043	0.043	0.043	0.043	0.035	0.042	0.037	0.035	0.037	0.035
幸	0.041	0.037	0.042	0.043	0.036	0.040	0.032	0.033	0.031	0.030
中　原	0.040	0.038	0.040	0.044	0.036	0.039	0.032	0.032	0.034	0.031
高　津	0.039	0.036	0.039	0.040	0.033	0.036	0.032	0.031	0.031	0.031
宮　前	0.035	0.033	0.039	0.039	0.032	0.035	0.030	0.029	0.028	0.030
多　摩	0.036	0.032	0.036	0.035	0.027	0.032	0.029	0.030	0.028	0.028
麻　生	0.030	0.028	0.031	0.031	0.025	0.027	0.023	0.022	0.021	0.021
一般環境大気測定局の全局平均	0.039	0.037	0.039	0.040	0.034	0.037	0.031	0.032	0.032	0.031

※1　分室：川崎区役所大師分室

※2　令和7(2025)年2月から大師支所仮庁舎

※3　平成28(2016)年1月まで田島こども文化センター

※4　令和6(2024)年6月から川崎市役所南庁舎

※5　測定装置の故障により有効測定時間が年間6,000時間に満たないことから参考値

（注）環境基準値：0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表６　二酸化窒素濃度の年平均値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：ppm）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
池　上	0.036	0.035	0.034	0.033	0.030	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024
日進町	0.024	0.021	0.022	0.019	0.019	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015
市役所前	0.025	0.022	0.023	0.020	0.020	(0.017)※1	---	---	---	(0.015)※2
富士見公園	---	---	---	---	---	(0.020)※2	0.019	0.019	0.018	0.017
遠藤町	0.032	0.030	0.030	0.027	0.026	0.024	0.023	0.022	0.021	0.019
中原平和公園	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.013	0.012
二　子	0.034	0.032	0.032	0.029	0.028	0.026	0.025	0.023	0.023	0.022
宮前平駅前	0.022	0.021	0.021	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016	0.014	0.014
本村橋	0.020	0.018	0.018	0.016	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012
柿　生	0.019	0.017	0.017	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.026	0.024	0.024	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016

※1　市役所本庁舎建替え工事等の影響により有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

※2　年度途中の移設により有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

表7　二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：ppm）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
池　上	0.059	0.057	0.056	0.057	0.053	0.052	0.047	0.045	0.045	0.043
日進町	0.044	0.042	0.042	0.043	0.037	0.041	0.035	0.034	0.036	0.034
市役所前	0.046	0.043	0.046	0.044	0.038	(0.031)※1	---	---	---	(0.023)※2
富士見公園	---	---	---	---	---	(0.039)※2	0.036	0.038	0.039	0.035
遠藤町	0.055	0.052	0.051	0.053	0.046	0.047	0.041	0.042	0.041	0.039
中原平和公園	0.041	0.039	0.042	0.043	0.036	0.039	0.033	0.033	0.033	0.030
二　子	0.054	0.052	0.052	0.051	0.045	0.045	0.041	0.041	0.042	0.041
宮前平駅前	0.041	0.040	0.041	0.043	0.036	0.037	0.032	0.034	0.032	0.032
本村橋	0.037	0.035	0.037	0.037	0.031	0.033	0.030	0.029	0.029	0.030
柿　生	0.035	0.033	0.034	0.034	0.029	0.031	0.028	0.028	0.028	0.027
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.046	0.044	0.045	0.045	0.039	0.041	0.036	0.036	0.036	0.035

※1　市役所本庁舎建替え工事等の影響により有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

※2　年度途中の移設により有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

(注) 環境基準値：0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下

(2) 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径が2.5 μm以下の微小な粒子である。一般に浮遊粒子状物質（SPM）よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。

令和6(2024)年度、微小粒子状物質は一般環境大気測定局9局及び自動車排出ガス測定局9局で測定しているが、有効測定日が250日に満たない自動車排出ガス測定局1局の測定結果は環境基準の評価を行わず、参考値として取り扱う。

ア　微小粒子状物質の年平均値の推移

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局９局の年平均値は8.7 μg/m^{3}であり、前年度より 0.4 μg/m^{3}増加した。また、平成25(2013)年度と比較すると、約42%低下した。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局８局の年平均値は8.6 μg/m^{3}であり、前年度より 0.3 μg/m^{3}増加した。また、平成25(2013)年度と比較すると、約47%低下した。

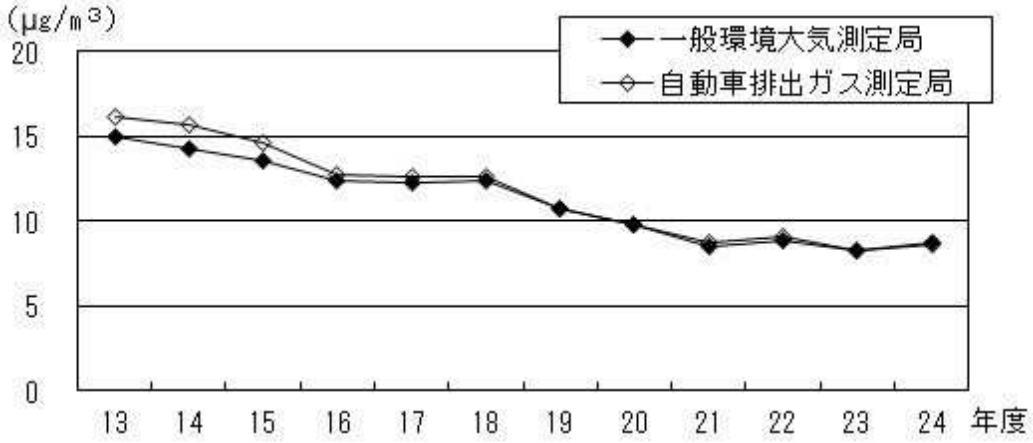

図3　微小粒子状物質濃度の年平均値の経年推移

イ　微小粒子状物質の環境基準の達成状況

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局９局では、全局で環境基準を達成した。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局８局では、全局で環境基準を達成した。

表8　微小粒子状物質の測定結果と評価

測定局		環境基準評価			有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合※3	
		年平均値	日平均値の年間98パーセンタイル値※1	評価※2			
		μg/m³	μg/m³	○×	日	日	%
一般環境大気測定局	大　師	9.2	23.2	○	349	349	100
	田　島	9.9	24.8	○	359	358	99.7
	川　崎	9.9	24.2	○	352	352	100
	幸	8.4	22.6	○	350	350	100
	中　原	8.4	21.4	○	349	349	100
	高　津	8.0	19.7	○	350	350	100
	宮　前	8.0	19.7	○	348	348	100
	多　摩	7.9	19.3	○	351	351	100
	麻　生	8.2	21.3	○	317	317	100
自動車排出ガス測定局	池　上	9.1	22.3	○	345	345	100
	日進町	9.1	22.2	○	352	352	100
	市役所前※4	(10.6)	(29.2)	－	17	17	100
	富士見公園	8.3	20.8	○	292	292	100
	中原平和公園	8.1	21.0	○	349	349	100
	二　子	8.9	21.4	○	351	351	100
	宮前平駅前	8.4	21.1	○	347	347	100
	本村橋	8.0	20.7	○	352	352	100
	柿　生	8.9	22.7	○	356	356	100

※1　日平均値の年間98パーセンタイル値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値

※2　環境基準の評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。
①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。
①1年平均値が15 μg/m³以下　②日平均値の年間98パーセンタイル値が35 μg/m³以下

※3　環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が35 μg/m³を超えた日数を引いた日数とした。

※4　有効測定日が250日に満たないことから環境基準評価を行わない。
また、年平均値及び日平均値の年間98パーセンタイル値は参考値として取り扱う。

ウ　微小粒子状物質の局別推移

表9　微小粒子状物質濃度の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：μg/m³）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大師（分室※1）	15.2	14.0	13.4	13.3	11.7	9.8	---	---	---	---
大　師※2	---	---	---	---	---	---	8.4	9.3	9.2	9.2
田　島※3	14.3	13.3	13.8	14.2	13.3	12.6	11.4	11.5	10.2	9.9
川　崎※4	13.6	13.2	13.2	13.5	11.8	11.4	9.9	9.8	9.2	9.9
幸	12.9	11.6	12.0	11.6	9.6	8.9	7.6	8.0	7.8	8.4
中　原	12.2	11.3	10.9	11.3	9.9	8.9	7.8	8.2	7.7	8.4
高　津	13.7	11.7	12.0	12.8	10.5	9.8	8.6	9.4	8.1	8.0
宮　前	14.2	12.8	12.3	13.0	10.1	8.2	7.4	7.7	7.7	8.0
多　摩	---	---	---	---	---	---	(8.2)※5	8.2	7.5	7.9
麻　生	12.7	11.0	10.9	9.7	8.7	8.5	7.2	7.8	7.5	8.2
一般環境大気測定局の全局平均	13.6	12.4	12.3	12.4	10.7	9.8	8.5	8.9	8.3	8.7

※1　分室：川崎区役所大師分室

※2　令和7(2025)年2月から大師支所仮庁舎

※3　平成28(2016)年1月まで田島こども文化センター

※4　令和6(2024)年6月から川崎市役所南庁舎

※5　年度途中の設置により有効測定日が250日に満たないことから参考値

（注）環境基準値：15 μg/m³以下

表10　微小粒子状物質濃度の日平均値の年間98パーセンタイル値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：μg/m³）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大師（分室※1）	35.0	34.3	32.4	30.9	25.4	25.0	---	---	---	---
大　師※2	---	---	---	---	---	---	19.3	21.4	21.3	23.2
田　島※3	33.7	32.3	32.6	33.2	28.6	30.4	25.1	24.1	23.8	24.8
川　崎※4	31.9	33.0	30.4	31.7	26.6	29.3	22.3	22.1	22.4	24.2
幸	27.5	26.6	27.4	28.1	22.0	22.8	18.3	18.5	18.3	22.6
中　原	29.2	26.7	25.8	28.5	22.2	21.4	16.1	17.9	17.8	21.4
高　津	32.2	29.7	26.2	27.5	23.2	24.2	18.8	20.4	19.0	19.7
宮　前	31.3	31.3	27.1	30.1	23.4	21.9	17.7	17.0	18.5	19.7
多　摩	---	---	---	---	---	---	(18.4)※5	18.5	17.5	19.3
麻　生	29.8	26.9	25.2	23.5	21.0	21.9	18.0	17.1	18.0	21.3
一般環境大気測定局の全局平均	31.3	30.1	28.4	29.2	24.1	24.6	19.5	19.7	19.6	21.8

※1　分室：川崎区役所大師分室

※2　令和7(2025)年2月から大師支所仮庁舎

※3　平成28(2016)年1月まで田島こども文化センター

※4　令和6(2024)年6月から川崎市役所南庁舎

※5　年度途中の設置により有効測定日が250日に満たないことから参考値

（注）環境基準値：35 μg/m³以下

表11　微小粒子状物質濃度の年平均値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：μg/m^3）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
池上	18.2	14.7	14.0	12.8	11.0	11.2	9.6	9.8	9.3	9.1
日進町	15.6	13.6	13.1	14.0	11.5	9.4	8.3	8.6	8.8	9.1
市役所前	---	(12.7)※1	12.6	12.6	11.7	(10.6)※2	---	---	---	(10.6)※1
富士見公園	---	---	---	---	---	(11.8)※1	9.6	10.4	8.6	8.3
中原平和公園	---	---	---	(16.0)※1	9.7	8.8	7.9	8.4	7.8	8.1
二子	14.0	12.7	12.3	13.0	11.2	10.6	9.1	9.7	8.6	8.9
宮前平駅前	12.7	11.3	11.0	10.5	9.5	9.0	7.9	8.9	8.3	8.4
本村橋	13.2	11.9	12.2	12.1	8.9	8.2	7.5	7.7	7.4	8.0
柿生	14.1	11.9	12.7	13.1	11.8	11.7	9.9	9.5	7.8	8.9
自動車排出ガス測定局の全局平均	14.6	12.7	12.6	12.6	10.7	9.8	8.7	9.1	8.3	8.6

※1　年度途中の設置により有効測定日が250日に満たないことから参考値

※2　市役所本庁舎建替え工事等の影響により有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

(注) 環境基準値：15 μg/m^{3}以下

表12　微小粒子状物質濃度の日平均値の年間98パーセンタイル値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：μg/m^3）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
池上	40.5	34.3	31.4	28.2	23.8	26.8	21.5	21.1	21.0	22.3
日進町	35.2	32.8	31.2	31.8	25.8	23.0	18.8	19.4	20.9	22.2
市役所前	---	(34.9)※1	28.6	28.5	26.4	(23.9)※2	---	---	---	(29.2)※1
富士見公園	---	---	---	---	---	(29.2)※1	22.9	23.1	21.4	20.8
中原平和公園	---	---	---	(17.8)※1	22.4	21.3	18.3	18.0	18.0	21.0
二子	31.1	30.5	25.8	29.5	24.2	27.6	21.5	21.0	20.2	21.4
宮前平駅前	30.1	27.8	24.5	23.5	20.5	21.7	18.2	18.8	19.0	21.1
本村橋	28.8	27.2	25.0	26.0	21.3	22.2	17.5	16.9	17.9	20.7
柿生	29.7	27.4	25.9	29.1	24.1	25.7	22.3	20.0	19.7	22.7
自動車排出ガス測定局の全局平均	32.6	30.0	27.5	28.1	23.6	24.0	20.1	19.8	19.8	21.5

※1　年度途中の設置により有効測定日が250日に満たないことから参考値

※2　市役所本庁舎建替え工事等の影響により有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

(注) 環境基準値：35 μg/m^{3}以下

参考）微小粒子状物質の成分分析結果

川崎市では、大気汚染防止法第22条に基づき、平成23(2011)年度から、一般環境大気測定局2地点（田島、高津）及び自動車排出ガス測定局1地点（池上）で、微小粒子状物質の成分分析を季節ごとに実施している。

図4に示す測定地点ごとにおける微小粒子状物質の成分分析結果（年平均値）を見ると、いずれの地点でも一次粒子※1より二次生成粒子※2の割合が大きくなっていた。また、元素状炭素（EC）は、池上で他の2地点よりも割合が高く、自動車排出ガスの影響が示唆された。図5に各年度における重量濃度及び成分構成の経年推移を示す。構成比が大きい成分は順に有機炭素（OC）、硫酸イオン（SO_4^{2-}）、硝酸イオン（NO_3^-）となっていた。

※1　一次粒子：発生源から燃料の燃焼などにより、直接粒子として排出されるもの。自動車から排出される元素状炭素（EC）や、石油、石炭、バイオマスなどの燃焼から排出される有機炭素（OC）などがある。

※2　二次生成粒子：工場・事業場や自動車等の発生源から排出された硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物などのガス状成分が、光化学反応により硫酸、硝酸、有機酸等になり、大気中のアンモニア等と結合して粒子化したもの。

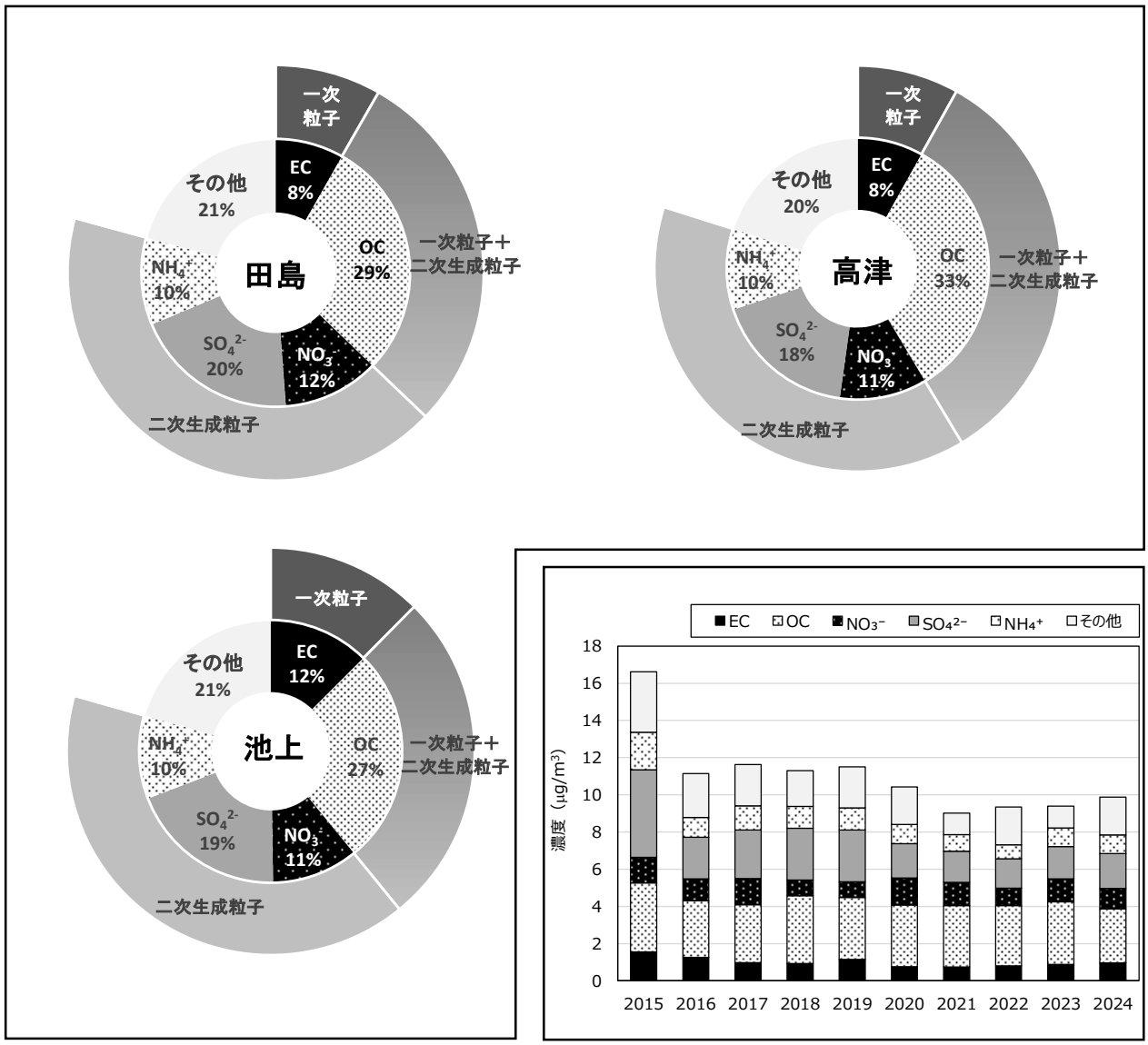

図4　微小粒子状物質の成分分析結果（年平均値）

図5　3地点平均の経年推移

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μm 以下のものをいう。発生源は、工場・事業場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、自然界（土壌の巻き上げ、海塩粒子、火山灰など）のものがある。

令和 6(2024)年度、浮遊粒子状物質は一般環境大気測定局 9 局及び自動車排出ガス測定局 10 局で測定しているが、有効測定時間が年間 6,000 時間に満たない自動車排出ガス測定局 1 局の測定結果は環境基準等の評価を行わず、参考値として取り扱う。

ア　浮遊粒子状物質の年平均値の推移

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局9局の年平均値は0.013 mg/m^{3}であり、前年度より0.001 mg/m^{3}増加した。また、平成3(1991)年度のピーク時と比較すると、約76%低下した。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局9局の年平均値は0.014 mg/m^{3}であり、前年度より0.001 mg/m^{3}増加した。また、測定を開始した平成7(1995)年度と比較すると、約82%低下した。

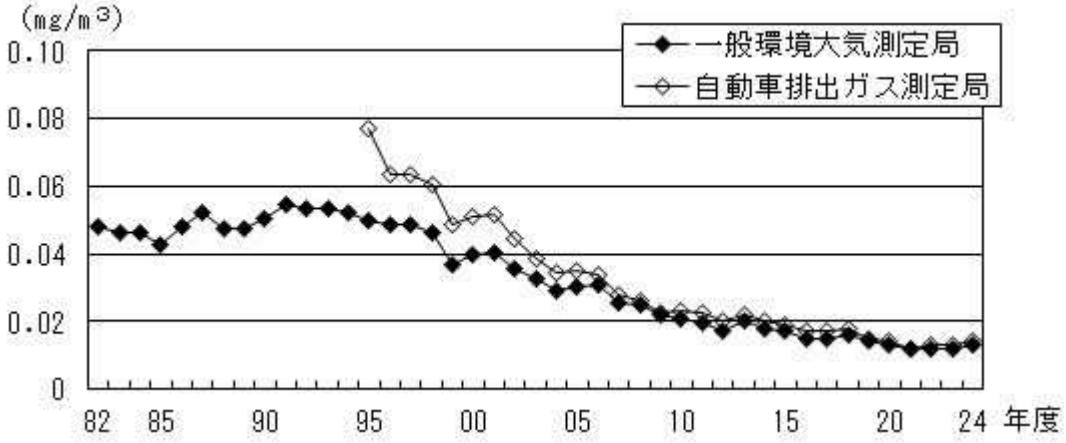

図 6　浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年推移

イ　浮遊粒子状物質の環境基準等の達成状況

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成した。環境目標値※について、1 時間値の 1 日平均値を全局で達成し、年平均値は 4 局で達成し、5 局で非達成であった。

【自動車排出ガス測定局】

有効測定局である自動車排出ガス測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成した。環境目標値※について、1 時間値の 1 日平均値は全局で達成し、年平均値は 2 局で達成し、7 局で非達成であった。

※環境目標値：1 時間値の 1 日平均値が 0.075 mg/m^{3}以下であり、かつ、年平均値が 0.0125 mg/m^{3}以下であること。

表13　浮遊粒子状物質の測定結果と評価

測定局		環境基準評価									有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合※4		環境目標値(日平均値)に適合した日数とその割合※5		年平均値
		長期的評価				短期的評価										
		日平均値の年間2%除外値※1	日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価※2	1時間値が0.20 mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数とその割合		評価※3						
		mg/m³	有無	回	○×	時間	%	日	%	○×	日	日	%	日	%	mg/m³
一般環境大気測定局	大　師	0.036	無	0	○	0	0	0	0	○	353	353	100	353	100	0.014
	田　島	0.037	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.014
	川　崎	0.038	無	0	○	0	0	0	0	○	349	349	100	349	100	0.014
	幸	0.035	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	360	100	0.013
	中　原	0.031	無	0	○	0	0	0	0	○	350	350	100	350	100	0.012
	高　津	0.032	無	0	○	0	0	0	0	○	357	357	100	357	100	0.013
	宮　前	0.032	無	0	○	0	0	0	0	○	351	351	100	351	100	0.012
	多　摩	0.031	無	0	○	0	0	0	0	○	355	355	100	355	100	0.012
	麻　生	0.032	無	0	○	0	0	0	0	○	338	338	100	338	100	0.011
自動車排出ガス測定局	池　上	0.039	無	0	○	0	0	0	0	○	358	358	100	358	100	0.015
	日進町	0.036	無	0	○	0	0	0	0	○	350	350	100	350	100	0.014
	市役所前※6	(0.046)	無	0	－	0	0	0	0	○	17	17	100	17	100	(0.017)
	富士見公園	0.044	無	0	○	0	0	0	0	○	300	300	100	300	100	0.016
	遠藤町	0.036	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.014
	中原平和公園	0.034	無	0	○	0	0	0	0	○	358	358	100	358	100	0.013
	二　子	0.035	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	360	100	0.013
	宮前平駅前	0.037	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.015
	本村橋	0.031	無	0	○	0	0	0	0	○	359	359	100	359	100	0.012
	柿　生	0.029	無	0	○	0	0	0	0	○	357	357	100	357	100	0.012

※1　日平均値の年間2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した値

※2　環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。
①または②のどちらかに達成しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。
①日平均値の2%除外値が0.10 mg/m³以下
②日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと

※3　環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方を達成した場合を「達成」と評価し、○で表示した。
①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。
①1時間値が0.20 mg/m³以下　②日平均値が0.10 mg/m³以下

※4　環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数と1時間値が0.20 mg/m³を超えた日数（ただし、日平均値が0.10 mg/m³を超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

※5　環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.075 mg/m³を超えた日数を引いた日数とした。

※6　有効測定時間が年間6,000時間に満たないことから環境基準の長期的評価を行わない。
また、年平均値及び日平均値の年間2%除外値は参考値として取り扱う。

ウ　浮遊粒子状物質の局別推移

表 14　浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大師（分室※1）	0.018	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	---	---	---	---
大　師※2	---	---	---	---	---	---	0.013	0.014	0.013	0.014
田　島※3	0.016	0.015	0.015	0.018	0.017	0.016	0.014	0.014	0.014	0.014
川　崎※4	0.020	0.017	0.015	0.016	0.014	0.013	0.011	0.012	0.012	0.014
幸	0.018	0.015	0.015	0.016	0.015	0.014	0.012	0.012	0.012	0.013
中　原	0.018	0.015	0.015	0.016	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011	0.012
高　津	0.018	0.015	0.016	0.018	0.015	0.014	0.012	0.013	0.013	0.013
宮　前	0.018	0.015	0.016	0.017	0.014	0.013	0.012	0.013	0.012	0.012
多　摩	0.016	0.015	0.015	0.013	0.011	0.011	0.010	0.011	0.011	0.012
麻　生	0.015	0.014	0.015	0.015	0.013	0.013	0.011	0.011	0.011	0.011
一般環境大気測定局の全局平均	0.017	0.015	0.015	0.016	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012	0.013

※1　分室：川崎区役所大師分室

※2　令和 7(2025)年 2 月から大師支所仮庁舎

※3　平成 28(2016)年 1 月まで田島こども文化センター

※4　令和 6(2024)年 6 月から川崎市役所南庁舎

表15　浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間2%除外値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：mg/m^3）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大師（分室※1）	0.054	0.041	0.042	0.040	0.038	0.035	---	---	---	---
大　師※2	---	---	---	---	---	---	0.033	0.038	0.034	0.036
田　島※3	0.046	0.034	0.036	0.040	0.043	0.038	0.032	0.031	0.033	0.037
川　崎※4	0.055	0.044	0.037	0.050	0.042	0.036	0.028	0.029	0.028	0.038
幸	0.050	0.038	0.036	0.043	0.039	0.037	0.030	0.028	0.026	0.035
中　原	0.047	0.035	0.038	0.040	0.033	0.030	0.026	0.027	0.026	0.031
高　津	0.045	0.036	0.034	0.046	0.038	0.035	0.025	0.029	0.028	0.032
宮　前	0.053	0.037	0.037	0.052	0.038	0.032	0.025	0.028	0.027	0.032
多　摩	0.041	0.035	0.032	0.033	0.030	0.031	0.024	0.025	0.025	0.031
麻　生	0.043	0.034	0.034	0.037	0.036	0.035	0.024	0.025	0.025	0.032
一般環境大気測定局の全局平均	0.048	0.037	0.036	0.042	0.037	0.034	0.027	0.029	0.028	0.034

※1　分室：川崎区役所大師分室

※2　令和 7(2025)年 2 月から大師支所仮庁舎

※3　平成 28(2016)年 1 月まで田島こども文化センター

※4　令和 6(2024)年 6 月から川崎市役所南庁舎

(注) 環境基準値：0.10 mg/m^{3}以下

表 16　浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：mg/m^3）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
池　上	0.022	0.020	0.021	0.022	0.018	0.018	0.015	0.016	0.016	0.015
日進町	0.018	0.014	0.014	0.015	0.013	0.012	0.011	0.012	0.013	0.014
市役所前	0.021	0.018	0.018	0.019	0.017	(0.017)※1	---	---	---	(0.017)※2
富士見公園	---	---	---	---	---	(0.016)※2	0.015	0.016	0.015	0.016
遠藤町	0.017	0.015	0.015	0.016	0.014	0.013	0.011	0.013	0.013	0.014
中原平和公園	0.021	0.018	0.017	0.018	0.015	0.014	0.012	0.013	0.012	0.013
二　子	0.017	0.015	0.015	0.016	0.014	0.013	0.011	0.012	0.014	0.013
宮前平駅前	0.018	0.018	0.018	0.017	0.016	0.015	0.013	0.014	0.015	0.015
本村橋	0.022	0.019	0.018	0.019	0.016	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012
柿　生	0.019	0.016	0.016	0.016	0.014	0.013	0.011	0.011	0.011	0.012
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.019	0.017	0.017	0.018	0.015	0.014	0.012	0.013	0.013	0.014

※1　市役所本庁舎建替え工事等の影響により有効測定時間が年間 6,000 時間に満たないため参考値

※2　年度途中の移設により有効測定時間が年間 6,000 時間に満たないため参考値

表17　浮遊粒子状物質濃度の日平均値の年間2%除外値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：mg/m^3）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
池　上	0.061	0.048	0.053	0.059	0.045	0.041	0.035	0.035	0.034	0.039
日進町	0.057	0.034	0.035	0.038	0.036	0.033	0.027	0.029	0.030	0.036
市役所前	0.053	0.040	0.042	0.046	0.041	(0.040)※1	---	---	---	(0.046)※2
富士見公園	---	---	---	---	---	(0.053)※2	0.041	0.043	0.035	0.044
遠藤町	0.048	0.036	0.034	0.040	0.033	0.035	0.027	0.030	0.032	0.036
中原平和公園	0.059	0.040	0.043	0.044	0.043	0.036	0.026	0.028	0.027	0.034
二　子	0.041	0.035	0.033	0.036	0.031	0.030	0.022	0.025	0.029	0.035
宮前平駅前	0.042	0.040	0.037	0.041	0.038	0.036	0.028	0.028	0.031	0.037
本村橋	0.046	0.041	0.037	0.044	0.041	0.032	0.025	0.028	0.026	0.031
柿　生	0.047	0.035	0.037	0.048	0.041	0.041	0.027	0.025	0.024	0.029
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.050	0.039	0.039	0.044	0.039	0.036	0.029	0.030	0.030	0.036

※1　市役所本庁舎建替え工事等の影響により有効測定時間が年間 6,000 時間に満たないため参考値

※2　年度途中の移設により有効測定時間が年間 6,000 時間に満たないため参考値

(注) 環境基準値：0.10 mg/m^{3}以下

(4) 光化学オキシダント（Ox）

光化学スモッグ注意報等の発令指標となる光化学オキシダントは、工場・事業場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽から強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に発生するものである。

光化学オキシダント濃度は、一般環境大気測定局9局で測定している。

ア　光化学オキシダントの環境基準の達成状況

一般環境大気測定局9局では、全局で昼間（5時～20時）の1時間値が0.06 ppm を超えており、環境基準は全局で非達成であった。全国においても環境基準達成率が極めて低い状況が続いている。

表18　光化学オキシダントの測定結果と評価

測定局	環境基準評価			昼間の測定時間数	昼間に環境基準値に適合した時間数割合※2	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数、時間数とその割合				昼間の1時間値の最高値	昼間の年平均値
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数とその割合		評価※1								
	時間	%	○×	時間	%	日	%	時間	%	ppm	ppm
大　師	333	6.2	×	5335	93.8	4	1.1	5	0.1	0.142	0.034
田　島	196	3.7	×	5358	96.3	2	0.5	3	0.1	0.129	0.031
川　崎	316	6.0	×	5283	94.0	4	1.1	5	0.1	0.129	0.033
幸	390	7.2	×	5390	92.8	6	1.6	6	0.1	0.135	0.035
中　原	401	7.5	×	5382	92.5	7	1.9	11	0.2	0.148	0.036
高　津	463	8.6	×	5386	91.4	7	1.9	16	0.3	0.144	0.036
宮　前	508	9.5	×	5359	90.5	8	2.2	20	0.4	0.154	0.037
多　摩	504	9.4	×	5373	90.6	8	2.2	16	0.3	0.148	0.037
麻　生	591	11.7	×	5070	88.3	7	2.0	16	0.3	0.161	0.038

※1　環境基準の評価：1時間値が全て0.06 ppm以下の場合を「達成」と評価し、○で表示した。
1時間値が1時間でも0.06 ppm超過の場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

※2　昼間に環境基準値に適合した時間数割合：昼間の測定時間数から、1時間値が0.06 ppmを超えた時間数を引いた時間数を、昼間の測定時間数で割ったものとした。

イ　光化学スモッグ注意報の発令状況及び届出被害者数

光化学スモッグ注意報の発令日数は9日であり、健康被害の届出はなかった。

なお、注意報発令基準は、「オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm 以上となり、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき」である。

表 19　光化学スモッグ注意報の発令状況

発令回数	発令日	時間帯	最高値	最高値出現局	Ox濃度0.12 ppm以上が出現した測定局
1	6月26日	14:30～16:20	0.142 ppm	大師	7局（大師、川崎、幸、中原、宮前、多摩、麻生）
2	7月4日	12:20～17:20	0.153 ppm	麻生	9局（大師、田島、川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）
3	7月5日	14:20～18:30	0.150 ppm	麻生	3局（宮前、多摩、麻生）
4	7月6日	13:30～17:30	0.147 ppm	麻生	7局（大師、川崎、幸、高津、宮前、多摩、麻生）
5	7月18日	12:20～15:20	0.141 ppm	多摩	5局（中原、高津、宮前、多摩、麻生）
6	7月22日	13:20～16:20	0.154 ppm	宮前	6局（幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）
7	8月3日	13:30～16:30	0.136 ppm	高津	4局（中原、高津、宮前、多摩）
8	8月4日	13:20～16:30	0.133 ppm	中原	3局（幸、中原、高津）
9	8月5日	13:20～15:20	0.161 ppm	麻生	9局（大師、田島、川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）

表20　光化学スモッグ注意報等の発令日数及び届出被害者数の経年推移

年度	1971	1972※	1973	1974	1975※	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
発令日数	10	22	25	18	24	9	5	3	4	0	2	7
届出被害者数	12,425	251	408	450	4,662	206	396	0	698	0	4	4

年度	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
発令日数	3	3	3	0	8	1	1	2	7	5	1	5
届出被害者数	0	0	1	0	50	0	0	0	22	0	0	0

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
発令日数	10	6	2	4	2	1	11	9	5	11	5	11
届出被害者数	46	0	0	0	0	0	0	39	10	1	0	0

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
発令日数	13	8	3	7	4	2	11	6	9	4	4	6
届出被害者数	0	0	0	6	0	0	15	0	0	0	0	1

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024
発令日数	5	2	3	3	2	9
届出被害者数	0	0	0	0	0	0

※　発令日数には、昭和47(1972)年度及び昭和50(1975)年度に発令された光化学スモッグ警報がそれぞれ1日含まれている。

ウ　光化学オキシダントの昼間の年平均値の経年推移

一般環境大気測定局9局の昼間（5時～20時）の年平均値は0.035 ppmであり、前年度より0.002 ppm増加した。近年は横ばいで推移していたが、ここ2年は前年よりも増加している。

表21　光化学オキシダント濃度の昼間の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：ppm）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大師（分室※1）	0.030	0.030	0.031	0.031	0.030	0.029	---	---	---	---
大　師※2	---	---	---	---	---	---	0.030	0.030	0.031	0.034
田　島※3	0.029	0.029	0.027	0.028	0.028	0.026	0.029	0.026	0.028	0.031
川　崎※4	0.028	0.028	0.029	0.029	0.028	0.027	0.030	0.028	0.030	0.033
幸	0.031	0.031	0.032	0.032	0.031	0.030	0.034	0.032	0.034	0.035
中　原	0.033	0.032	0.032	0.034	0.032	0.032	0.034	0.033	0.034	0.036
高　津	0.034	0.033	0.034	0.034	0.034	0.032	0.035	0.033	0.035	0.036
宮　前	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.033	0.035	0.033	0.035	0.037
多　摩	0.034	0.034	0.035	0.035	0.035	0.034	0.035	0.034	0.034	0.037
麻　生	0.034	0.035	0.036	0.035	0.035	0.033	0.035	0.033	0.036	0.038
一般環境大気測定局の全局平均	0.032	0.032	0.032	0.032	0.032	0.031	0.033	0.031	0.033	0.035

※1　分室：川崎区役所大師分室

※2　令和7(2025)年2月から大師支所仮庁舎

※3　平成28(2016)年1月まで田島こども文化センター

※4　令和6(2024)年6月から川崎市役所南庁舎

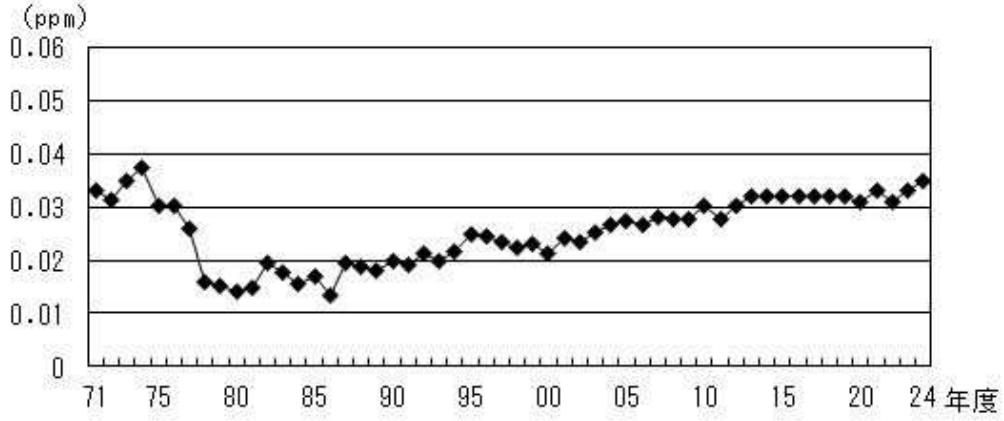

図7　光化学オキシダント濃度の昼間の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局平均）

エ　光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標の推移

光化学オキシダント濃度は、気象要因による年々変動が大きく、年平均値等の従来の指標では長期的な傾向を把握することが困難である。光化学オキシダントの環境改善効果を適切に把握するため、平成26(2014)年9月に環境省から、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標（光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値）が示された。この指標での経年変化をみると、近年は横ばいで推移している。

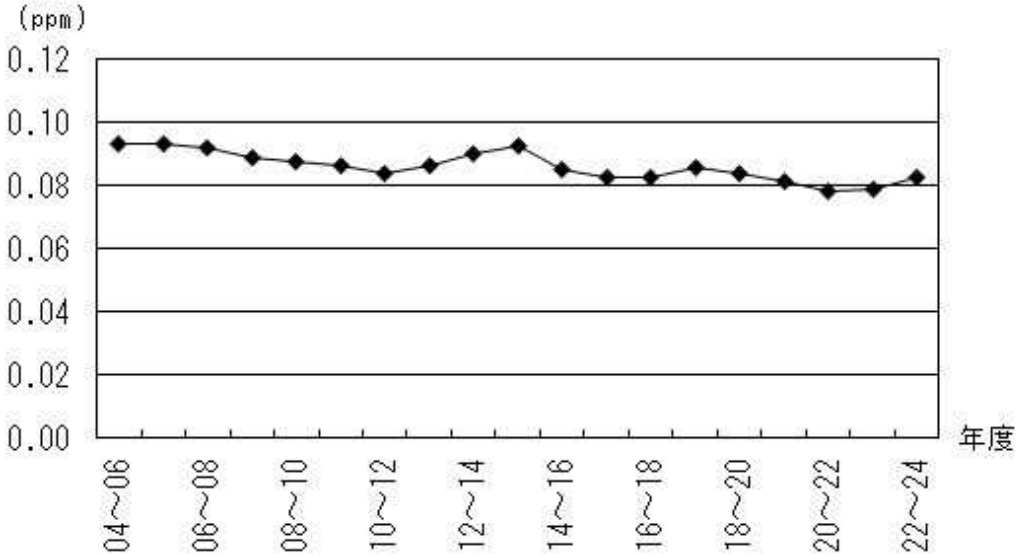

図8　光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標
（８時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の３年平均値）の経年推移

参考）　光化学オキシダント日中生成量を使った指標（光化学オキシダント環境改善評価指標値）

本市では、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に把握するため、光化学スモッグ注意報が発令される４月から10月までの光化学オキシダント日中生成量に着目した指標（光化学オキシダント環境改善評価指標値）を設定した（図9）。

この指標は、光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物、揮発性有機化合物）との関係性が強く、この指標を活用して光化学オキシダント対策の効果を把握していく。

なお、この指標に関する研究成果は、令和3(2021)年3月31日に国際論文誌のAtmosphereに掲載された。

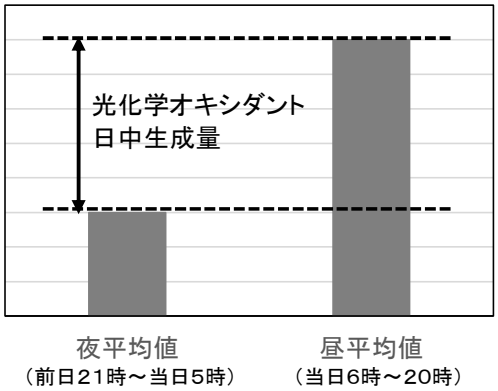

① 測定局ごとに４月～１０月の光化学オキシダント日中生成量の平均値を算出
② ①の３年移動平均を算出
③ 一般局９局の②の平均値を算出
（＝光化学オキシダント環境改善評価指標値）

【光化学オキシダント日中生成量】＝【昼平均値】－【夜平均値】

図9　光化学オキシダント環境改善評価指標値の算出法

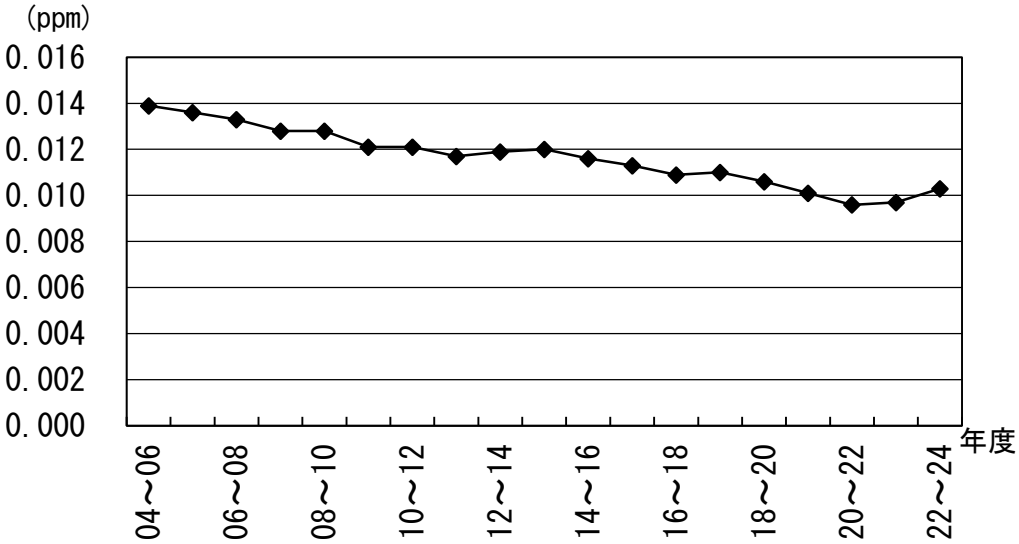

図10　光化学オキシダント環境改善評価指標値の経年推移

(5) 二酸化硫黄（SO_2）

二酸化硫黄は、主に石油・石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって生成される。また、微小粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質となる。

令和6(2024)年度、二酸化硫黄は一般環境大気測定局9局で測定しているが、有効測定時間が年間6,000時間に満たない一般環境大気測定局3局の測定結果は環境基準等の評価を行わず、参考値として取り扱う。

ア　二酸化硫黄の年平均値の推移

一般環境大気測定局 6 局の年平均値は 0.001 ppm であり、前年度と変動はなかった。また、昭和40(1965)年度と比較すると、約99%低下した。

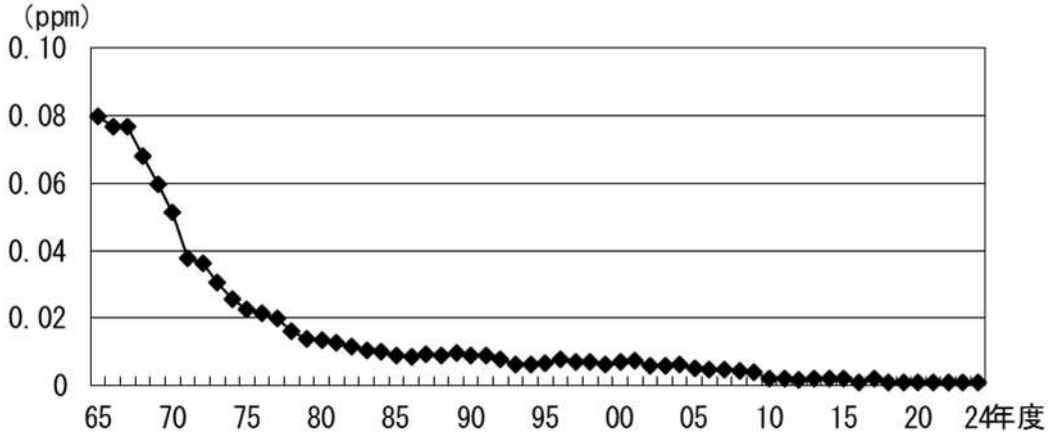

図11　二酸化硫黄濃度の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局平均）

イ　二酸化硫黄の環境基準等の達成状況

一般環境大気測定局6局では、環境基準、対策目標値及び環境目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成した。

なお、昭和54(1979)年度以降は、全局で環境基準の長期的評価を達成している。

表 22　二酸化硫黄の測定結果と評価

測定局	環境基準評価									有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合※3			年平均値
	長期的評価				短期的評価									
	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価※1	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		評価※2					
	ppm	有無	回	○×	時間	%	日	%	○×	日	日		%	ppm
大　師	0.003	無	0	○	0	0	0	0	○	354	354		100	0.001
田　島	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362		100	0.001
川　崎	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	347	347		100	0.001
幸※4	(0.002)	無	0	−	0	0	0	0	○	214	214		100	(0.001)
中　原	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362		100	0.001
高　津	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	358	358		100	0.001
宮　前※4	(0.001)	無	0	−	0	0	0	0	○	205	205		100	(0.000)
多　摩	0.001	無	0	○	0	0	0	0	○	358	358		100	0.000
麻　生※4	(0.002)	無	0	−	0	0	0	0	○	191	191		100	(0.001)

※1　環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。
①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。
①日平均値の2%除外値が0.04 ppm以下
②日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日連続しないこと

※2　環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。
①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。
①1時間値が0.1 ppm以下
②日平均値が全ての有効測定日で0.04 ppm以下

※3　環境基準値に適合した日数：日平均値0.04 ppmを超えた日数と1時間値が0.1 ppmを超えた日数（ただし、日平均値が0.04 ppmを超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

※4　有効測定時間が年間6,000時間に満たないことから環境基準の長期的評価を行わない。
また、年平均値及び日平均値の年間2%除外値は参考値として取り扱う。

ウ　二酸化硫黄の局別推移

表23　二酸化硫黄濃度の年平均値の経年推移

（単位：ppm）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大師（分室※1）	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	---	---	---	---
大　師※2	---	---	---	---	---	---	0.001	0.001	0.001	0.001
田　島※3	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
川　崎※4	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
幸	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	(0.001)※5
中　原	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
高　津	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
宮　前	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	(0.000)※5
多　摩	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
麻　生	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	(0.001)※5
一般環境大気測定局の全局平均	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

※1　分室：川崎区役所大師分室

※2　令和7(2025)年2月から大師支所仮庁舎

※3　平成28(2016)年1月まで田島こども文化センター

※4　令和6(2024)年6月から川崎市役所南庁舎

※5　年度途中に測定を終了し有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

表24　二酸化硫黄濃度の日平均値の年間2%除外値の経年推移

（単位：ppm）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大師（分室※1）	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.004	---	---	---	---
大　師※2	---	---	---	---	---	---	0.003	0.003	0.003	0.003
田　島※3	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
川　崎※4	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
幸	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004	0.002	0.002	0.003	0.002	(0.002)※5
中　原	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
高　津	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
宮　前	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	(0.001)※5
多　摩	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
麻　生	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	(0.002)※5
一般環境大気測定局の全局平均	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

※1　分室：川崎区役所大師分室

※2　令和7(2025)年2月から大師支所仮庁舎

※3　平成28(2016)年1月まで田島こども文化センター

※4　令和6(2024)年6月から川崎市役所南庁舎

※5　年度途中に測定を終了し有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

(注) 環境基準値：0.04 ppm以下

(6) 一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、有機物の不完全燃焼の際に発生する物質であり、大気中の一酸化炭素の人工的な発生源は主に自動車である。

一酸化炭素濃度は、一般環境大気測定局１局及び自動車排出ガス測定局２局で測定している。

ア　一酸化炭素の年平均値の推移

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局の年平均値は0.3 ppmであり、前年度より0.1 ppm増加した。また、測定を開始した昭和47(1972)年度と比較すると、約88%低下した。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局2局の年平均値は0.4 ppmであり、前年度より0.1 ppm増加した。また、昭和49(1974)年度のピーク時と比較すると、約92%低下した。

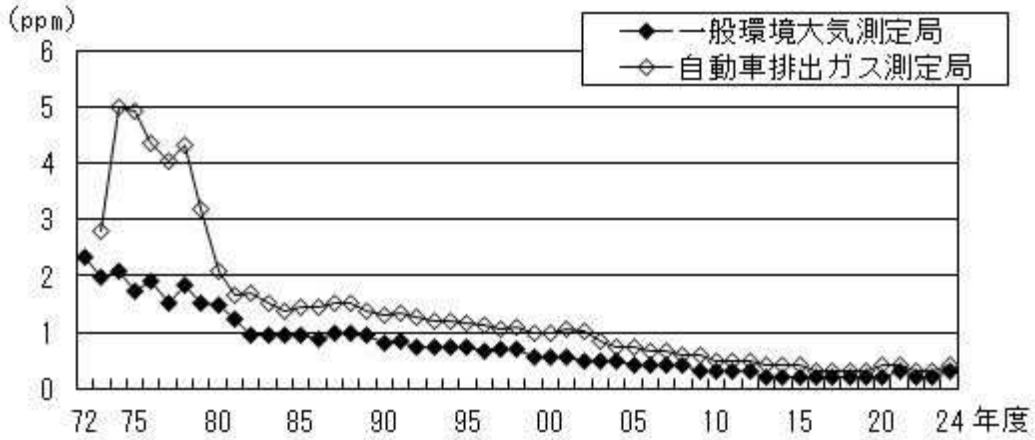

図12　一酸化炭素濃度の年平均値の経年推移

イ　一酸化炭素の環境基準の達成状況

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局1局では、長期的評価及び短期的評価ともに、環境基準を達成した。

なお、昭和48(1973)年度以降は、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成している。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局4局では、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成した。

なお、昭和55(1980)年度以降は、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成している。

表25　一酸化炭素の測定結果と評価

測定局		環境基準評価									有効測定日数	環境基準値に適合した日数割合 ※3	年平均値
		長期的評価				短期的評価							
		日平均値の年間2%除外値	日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価 ※1	8時間平均値が20 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日数とその割合		評価 ※2			
		ppm	有無	回	○×	回	%	日	%	○×	日	%	ppm
一般環境大気測定局	田　島	0.5	無	0	○	0	0	0	0	○	362	100	0.3
自動車排出ガス測定局	池　上	0.6	無	0	○	0	0	0	0	○	360	100	0.4
	遠藤町	0.6	無	0	○	0	0	0	0	○	362	100	0.3

※1　環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。
①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。
①日平均値の2%除外値が10 ppm以下　②日平均値10 ppmを超えた日が2日以上連続しないこと

※2　環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。
①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。
①8時間平均値が20 ppm以下　②日平均値が10 ppm以下

※3　環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が10 ppmを超えた日数と、1時間値の8時間平均値が20 ppmを超えた日数（ただし、日平均値が10 ppmを超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

ウ　一酸化炭素の局別推移

表26　一酸化炭素濃度の年平均値の経年推移（一般環境大気測定局）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
田　島※	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3

※　平成28(2016)年1月まで田島こども文化センター

表27　一酸化炭素濃度の日平均値の年間2%除外値の経年推移（一般環境大気測定局）

（単位：ppm）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
田　島※	0.6	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5

※　平成28(2016)年1月まで田島こども文化センター
(注) 環境基準値：10 ppm以下

表28　一酸化炭素濃度の年平均値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：ppm）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
池　上	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
日進町	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	---
市役所前	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	(0.2)※1	---	---	---	---
富士見公園	---	---	---	---	---	(0.3)※2	0.3	0.3	0.3	---
遠藤町	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4

※1　市役所本庁舎建替え工事等の影響により有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

※2　年度途中の移設により有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

表29　一酸化炭素濃度の日平均値の年間2%除外値の経年推移（自動車排出ガス測定局）

（単位：ppm）

測定局＼年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
池　上	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6
日進町	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	---
市役所前	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	(0.4)※1	---	---	---	---
富士見公園	---	---	---	---	---	(0.5)※2	0.5	0.5	0.5	---
遠藤町	1.0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
自動車排出ガス測定局の全局平均	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6

※1　市役所本庁舎建替え工事等の影響により有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

※2　年度途中の移設により有効測定時間が年間6,000時間に満たないため参考値

(注) 環境基準値：10 ppm以下

(7) 有害大気汚染物質等

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となるものをいう。

大気汚染防止法第 22 条に基づく常時監視として優先取組物質 21 物質並びに水銀及びその化合物※1について 4 地点（池上、大師、中原及び多摩※2）で月 1 回（24 時間／回）の測定を行っている。そのうち、4 物質については環境基準が、11 物質については指針値が設定されている。令和 6（2024）年度の測定結果は次のとおりである。

※1　大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）により、平成 30（2018）年 4 月 1 日から水銀及びその化合物は有害大気汚染物質から除かれることとなったが、引き続き大気汚染防止法に基づく常時監視項目と位置付けられているため、継続して測定を実施する。（環水大大発第 1609263 号　環境省通知）

※2　一部、多摩区の生田浄水場で測定を実施

ア　環境基準が設定されている物質の年平均値の推移

ベンゼンについては平成20（2008）年度から、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては測定開始当初から継続して全地点で環境基準を達成している。

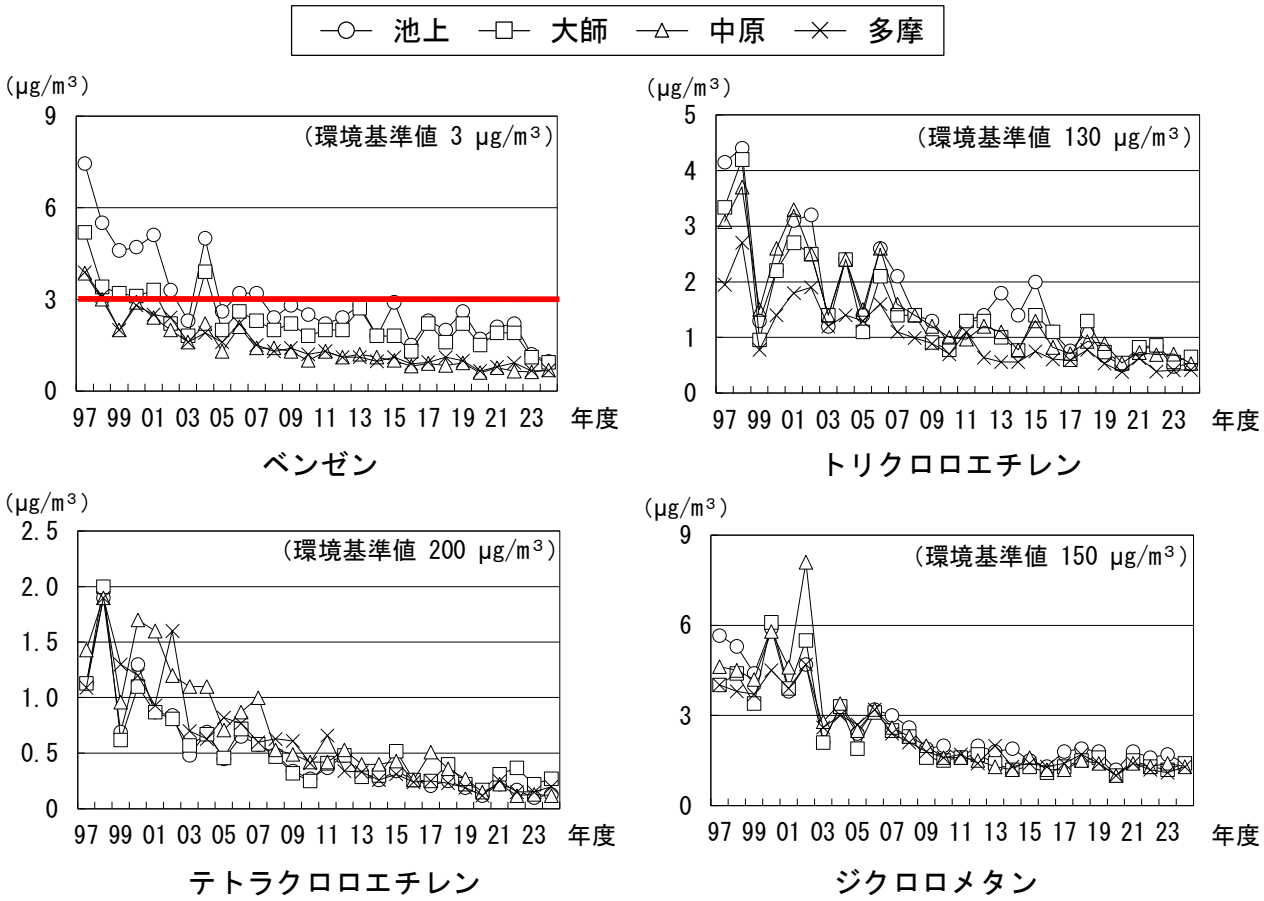

図13　有害大気汚染物質の年平均値の推移（環境基準が設定されている物質）

イ　有害大気汚染物質等の環境基準等の達成状況

【環境基準が設定されている物質】

全地点で環境基準を達成した。

【指針値が設定されている物質】

全地点で指針値に適合した。

表30　令和６（2024）年度有害大気汚染物質等の年平均値

測定物質	測定地点				環境基準値（指針値）	単位
	池上	大師	中原	多摩※		
ベンゼン	0.96	0.93	0.69	0.67	3	μg/m^3
トリクロロエチレン	0.52	0.65	0.53	0.42	130	μg/m^3
テトラクロロエチレン	0.13	0.27	0.12	0.20	200	μg/m^3
ジクロロメタン	1.4	1.4	1.3	1.3	150	μg/m^3
アクリロニトリル	0.31	0.13	0.046	0.038	(2)	μg/m^3
アセトアルデヒド	5.1	4.6	4.4	5.5	(120)	μg/m^3
塩化ビニルモノマー	0.39	0.35	0.21	0.16	(10)	μg/m^3
塩化メチル	1.3	1.3	1.3	1.3	(94)	μg/m^3
クロロホルム	0.17	0.17	0.18	0.17	(18)	μg/m^3
1,2-ジクロロエタン	0.13	0.12	0.12	0.12	(1.6)	μg/m^3
水銀及びその化合物	0.0018	0.0019	0.0017	0.0017	(0.04)	μg-Hg/m^3
ニッケル化合物	0.0061	0.0054	0.0020	0.0016	(0.025)	μg-Ni/m^3
ヒ素及びその化合物	0.00086	0.00079	0.00071	0.00069	(0.006)	μg-As/m^3
1,3-ブタジエン	0.26	0.16	0.050	0.046	(2.5)	μg/m^3
マンガン及びその化合物	0.040	0.022	0.014	0.012	(0.14)	μg-Mn/m^3
ホルムアルデヒド	6.0	5.8	5.6	6.3	－	μg/m^3
ベリリウム及びその化合物	0.000020	0.000013	0.000012	0.000010	－	μg-Be/m^3
クロム及び三価クロム化合物	0.015	0.0077	0.0021	0.0018	－	μg-Cr^{3+}/m^3
六価クロム化合物	0.00053	0.00024	0.00015	0.00013	－	μg-Cr^{6+}/m^3
ベンゾ[a]ピレン	0.00015	0.00012	0.00010	0.000075	－	μg/m^3
酸化エチレン	0.070	0.071	0.066	0.057	－	μg/m^3
トルエン	5.3	4.7	4.8	8.6	－	μg/m^3

※　多摩の測定地点におけるニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ベンゾ[a]ピレンの 7 項目は、多摩区生田浄水場で測定を実施している。

(8) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、物の燃焼などの過程で非意図的に生成する物質で、主な発生源はごみ焼却炉である。ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、市内の大気中のダイオキシン類の環境濃度を定期的に測定している。

ア　大気中のダイオキシン類の年平均値の推移

市内の大気の環境濃度を把握するため、大師測定局、中原測定局、生田浄水場の3地点で測定を実施している。平成10（1998）年度の測定開始より徐々に低下し、近年はほぼ横ばいで推移している。令和6（2024）年度の濃度を平成14（2002）年度と比較すると、約92%低下した。なお、平成13（2001）年8月の「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」の改訂に伴い、平成14（2002）年度より試料採取期間を1日から7日に変更している。

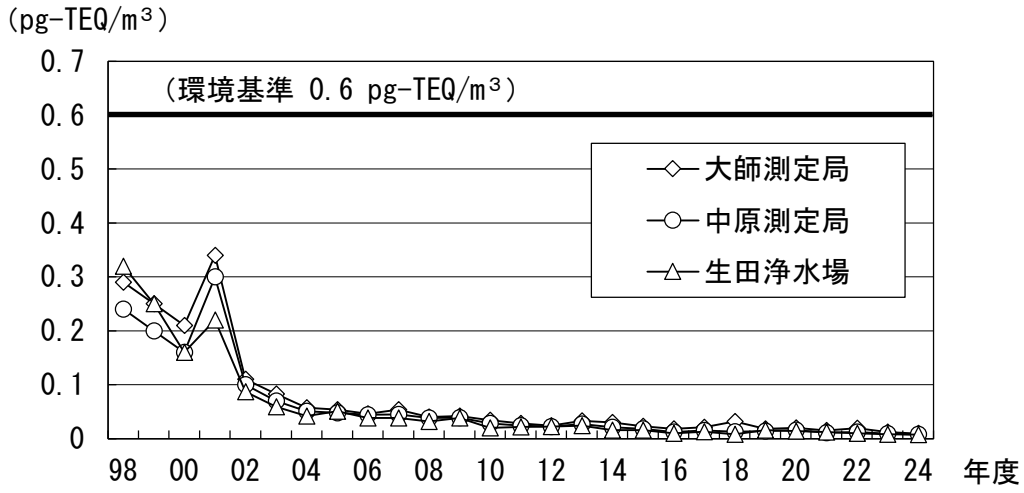

図14　大気中のダイオキシン類の年平均値の推移

イ　大気中のダイオキシン類の環境基準の達成状況

令和6（2024）年度の年平均値は、0.0076～0.0097 pg-TEQ/m^3であり、全地点で環境基準（年平均値が0.6 pg-TEQ/m^3以下）を達成した。

表31　ダイオキシン類の測定結果

（単位：pg-TEQ/m^3）

測定地点	夏期	冬期	年平均値	環境基準値
大師測定局	0.0054	0.014	0.0097	0.6
中原測定局	0.0034	0.012	0.0077	
生田浄水場	0.0052	0.010	0.0076	

ウ　大気中のダイオキシン類の測定地点別の推移

表32　大気中のダイオキシン類の測定地点別の推移

（単位：pg-TEQ/m³）

年度 / 測定地点	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大師測定局	0.023	0.018	0.021	0.032	0.018	0.020	0.015	0.019	0.012	0.0097
中原測定局	0.018	0.012	0.015	0.013	0.014	0.016	0.011	0.012	0.0090	0.0077
生田浄水場	0.016	0.010	0.013	0.0080	0.016	0.014	0.012	0.010	0.0082	0.0076

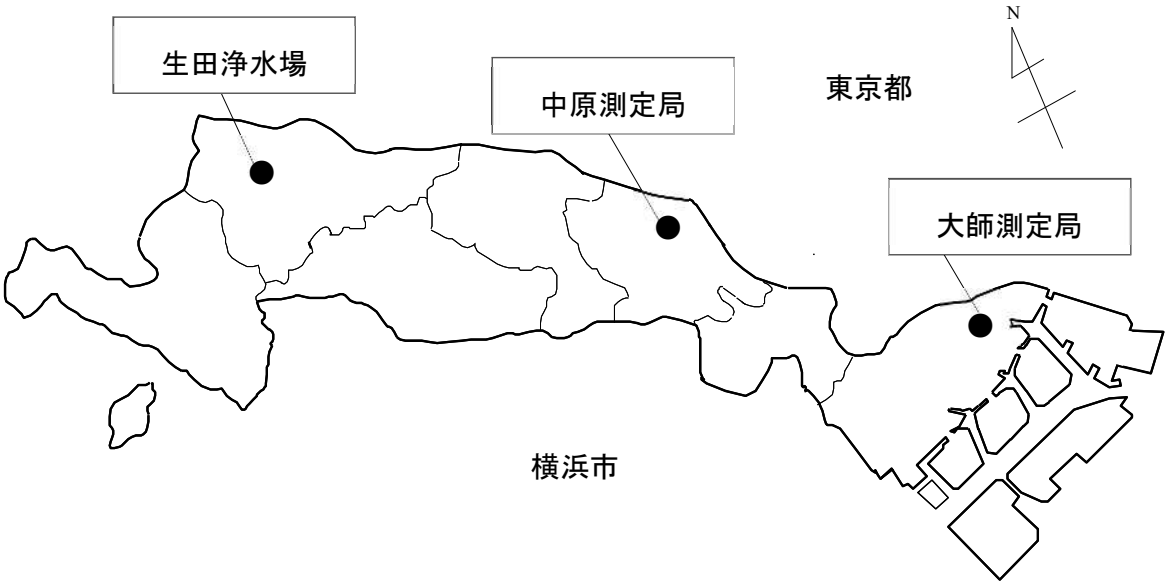

図15　ダイオキシン類の測定地点（大気）

水環境の状況

1　水環境の環境基準等達成状況概要

川崎市では、水質汚濁防止法第 15 条に基づき公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を把握する常時監視を実施している。常時監視の実施に当たり、水質汚濁防止法第 16 条に基づき神奈川県知事が定めた水質測定計画（以下「測定計画」という。）及びこれを補完する形で本市が作成した「市計画」に基づき、計画的に調査を行っている。調査項目としては、人の健康の保護に関する環境基準項目（カドミウム等）、生活環境の保全に関する環境基準項目（生物化学的酸素要求量(BOD)等）、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（トリクロロエチレン等）等がある。また、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、ダイオキシン類の常時監視を行っている。

(1) 公共用水域

表 33　公共用水域の環境基準達成状況

測定項目		環境基準達成（適合）状況	前年度比較 (2023 年度→2024 年度)
人の健康の保護に関する環境基準項目（カドミウム、全シアン等）		全項目について、河川、海域の全地点で環境基準を達成	19/19 地点 → 20/20 地点
生活環境の保全に関する環境基準項目	生物化学的酸素要求量（BOD）	河川の全地点で環境基準値に適合	12/12 地点 → 12/12 地点
	化学的酸素要求量（COD）	海域の 6 地点中 3 地点で環境基準値に適合	4/ 6 地点 → 3/ 6 地点
	大腸菌数	河川の 2 地点で環境基準を非達成	0/ 2 地点 → 0/ 2 地点
	全窒素	海域の 6 地点中 4 地点で環境基準値に適合	5/ 6 地点 → 4/ 6 地点
	全燐	海域の 6 地点中 1 地点で環境基準値に適合	2/ 6 地点 → 1/ 6 地点
	全亜鉛	河川の 5 地点中 4 地点で環境基準値に適合 海域の全地点で環境基準値に適合	4/ 5 地点 → 4/ 5 地点 6/ 6 地点 → 6/ 6 地点
	ノニルフェノール	河川の全地点で環境基準値に適合 海域の全地点で環境基準値に適合	5/ 5 地点 → 5/ 5 地点 6/ 6 地点 → 6/ 6 地点
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	河川の全地点で環境基準値に適合 海域の全地点で環境基準値に適合	5/ 5 地点 → 5/ 5 地点 6/ 6 地点 → 6/ 6 地点
ダイオキシン類		河川の全地点で水質の環境基準を達成	3/ 3 地点 → 3/ 3 地点
		海域の全地点で水質・底質の環境基準を達成	3/ 3 地点 → 3/ 3 地点

（注）生活環境項目の評価（BOD 等）

生活環境項目（BOD 等）の環境基準達成状況の評価は、県が定めたその水域を代表する地点となる環境基準点で行い、複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点における適合状況により判定している。本市には他自治体にまたがる水域があること、また環境基準点ではない地点においても測定していることから、「水域」としての達成状況の判断ではなく、「地点」ごとに環境基準値の適合状況を判断しており、測定値が環境基準値以下であったときに「適合」と表現している。なお、大腸菌数の環境基準の達成状況については個々の環境基準点で判断するため、「達成（非達成）」と表現している。環境基準点や市計画の測定地点及び環境基準値の評価地点については、P.33「(1) 測定地点の概要」を、項目ごとの環境基準や環境基準評価方法についてはP.59～「参考資料」を参照。

(2) 地下水

表 34　地下水の環境基準達成状況

<table>
<tr><th>測定項目</th><th colspan="4">環境基準等達成状況</th></tr>
<tr><td rowspan="5">地下水の水質汚濁に係る環境基準項目
（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）</td><td rowspan="4">測定計画</td><td rowspan="2">概況調査</td><td>定点調査</td><td>9 地点中 8 地点で環境基準を達成</td></tr>
<tr><td>メッシュ調査</td><td>全地点（10 地点）で環境基準を達成</td></tr>
<tr><td colspan="2">汚染井戸周辺地区調査</td><td>全地点（3 地点）で環境基準を達成</td></tr>
<tr><td colspan="2">継続監視調査</td><td>8 地点中 7 地点で環境基準を達成</td></tr>
<tr><td colspan="3">市計画</td><td>全地点（10 地点）で環境基準を達成</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)</td><td rowspan="2">市計画</td><td colspan="2">概況調査等</td><td>16 地点中 13 地点で指針値に適合</td></tr>
<tr><td colspan="2">汚染井戸周辺地区調査</td><td>3 地点中 2 地点で指針値に適合</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td colspan="4">全地点（5 地点）で環境基準を達成</td></tr>
</table>

(3) 土壌

表 35　土壌の環境基準達成状況

測定項目	環境基準達成状況
ダイオキシン類	全地点（3 地点）で環境基準を達成

（注）地下水及び土壌については、未把握の汚染を発見するため等の理由で継続監視調査を除き前年度と異なる地点にて調査を実施

(4) 主な水環境の推移

河川の BOD については全地点で環境基準値に適合した。海域の COD(化学的酸素要求量)については、平成29(2017)年度以降、6地点中3地点で環境基準値に適合していたが、令和5(2023)年度には6地点中4地点で環境基準値に適合し、令和6(2024)年度には、6地点中3地点で環境基準値に適合した。河川及び海域の水質は過去に比べて大幅に改善しているが、近年、海域の COD は微増傾向が見られる。東京湾は閉鎖的水域であることから、改善が難しい状況が続いている。

２　公共用水域測定結果

市内の公共用水域（多摩川水系、鶴見川水系及び東京湾）の状況について、水質汚濁防止法第16条に基づき神奈川県が作成した「測定計画」及びこれを補完する形で本市が作成した市計画に基づいて測定を実施している。測定計画地点及び河川市計画主要地点では、通年で測定（毎月１回）を行っており、市計画地点（河川及び海域）では、年４回測定を行っている。本報告では、通年で測定を行っている地点で生活環境項目の環境基準値適合状況を評価し、その他の測定地点では、季節変動、年平均値の推移を把握し、市内全域の水環境を把握している。

ダイオキシン類については、平成 10(1998)年度から測定を実施し、平成 12(2000)年度以降は平成 12(2000)年１月に施行したダイオキシン類対策特別措置法に基づき測定を実施している。

(1) 測定地点の概要

ア　測定地点

表 36　公共用水域水質測定地点（河川）

河川・地点名			河川・地点名		
測定計画地点※1	三沢川	一の橋※2	市計画地点※5	二ヶ領本川	親水公園内
	二ヶ領本川	堰前橋※2※3		山下川	合流前
	平瀬川	平瀬橋(人道橋)※2※3		二ヶ領本川	南橋
	麻生川	耕地橋		二ヶ領用水円筒分水下流	鹿島田橋
	真福寺川	水車橋前		三沢川	下村橋下
市計画主要地点※1	二ヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋		平瀬川	支川合流後
	二ヶ領用水宿河原線	出会い橋		平瀬川	中之橋
	五反田川	追分橋		登戸雨水幹線	多摩川流入前
	片平川	片平橋下		六ヶ村堀雨水幹線	多摩川流入前
	有馬川	五月橋		宮内雨水幹線	多摩川流入前
	渋川	渋川橋		麻生川	山口橋
	矢上川	矢上川橋※4		矢上川	大日橋
				矢上川	日吉橋

※１　測定計画地点及び市計画主要地点は、通年測定(毎月１回)を実施し、生活環境項目の環境基準値適合状況を把握
※２　BOD、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの環境基準点
※３　大腸菌数の環境基準点
※４　矢上川・矢上川橋は国土交通省で一部項目を測定
※５　市計画地点は、補完的測定(年４回）を実施、季節変動、年平均値の推移を把握

表 37　公共用水域水質測定地点（海域）

地点名		地点名	
測定計画地点※6	浮島沖	市計画地点※8	末広運河先
	東扇島沖※7		大師運河先
	扇島沖※7		夜光運河先
	京浜運河千鳥町		桜堀運河先
	東扇島防波堤西		池上運河先
	京浜運河扇町		南渡田運河先

※６　測定計画地点は、CODの環境基準点であり、通年測定(毎月１回)を実施し、生活環境項目の環境基準値適合状況を把握
※７　全燐、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの環境基準点
※８　市計画地点は、補完的測定(年４回）を実施、季節変動、年平均値の推移を把握

イ　測定項目等

表 38　公共用水域水質測定項目数

項目	河川	海域
健康項目（カドミウム、全シアン等）	27 項目	25 項目
生活環境項目（BOD、COD 等）	12 項目	10 項目
特殊項目（フェノール類、銅、EPN、ニッケル等）	7 項目	6 項目
要監視項目(クロロホルム等、ただし、EPN とニッケルを除く)	30 項目	19 項目
その他の項目（アンモニア性窒素等）	7 項目	6 項目
計	83 項目	66 項目

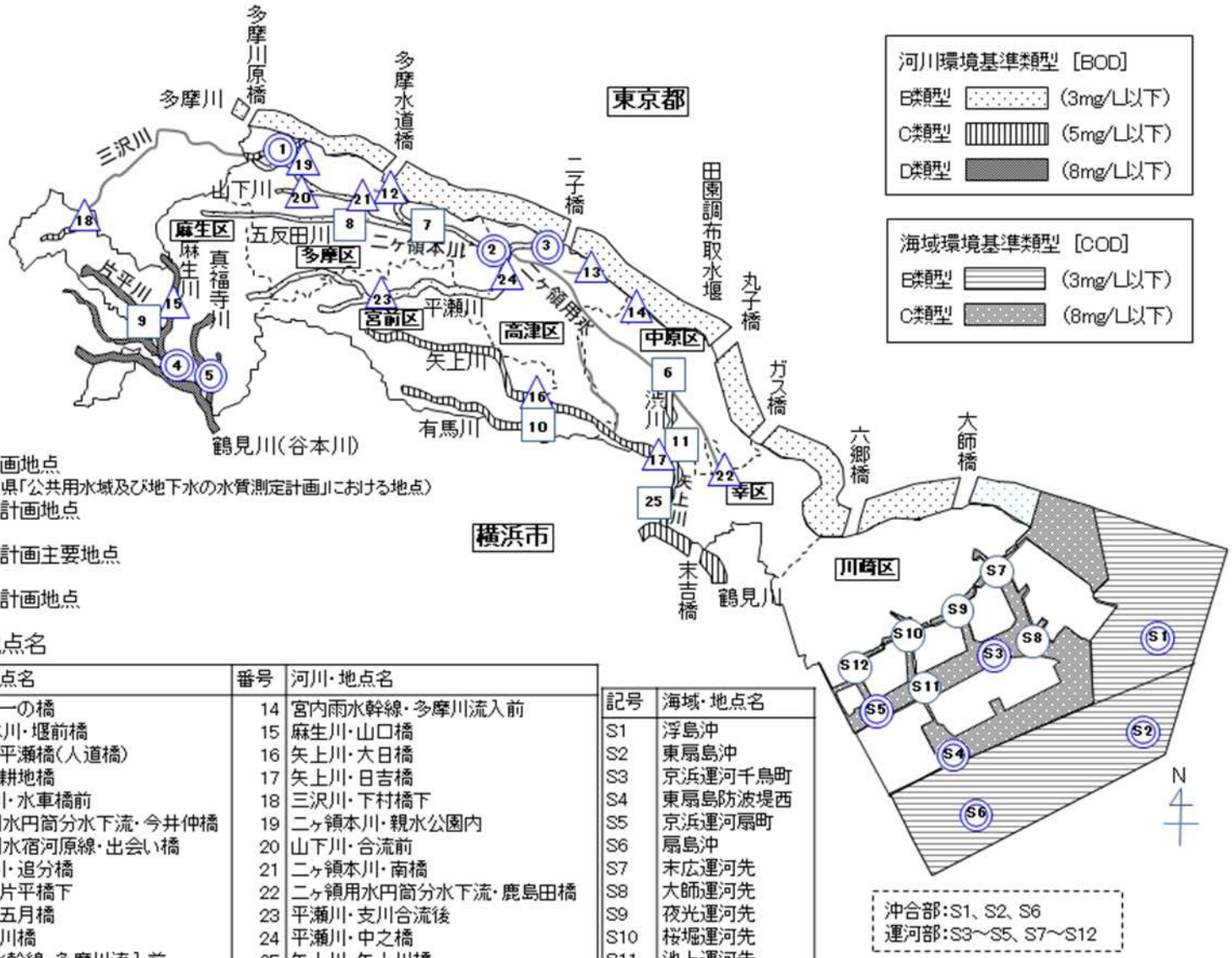

水質測定地点名

番号	河川・地点名	番号	河川・地点名
1	三沢川・一の橋	14	宮内雨水幹線・多摩川流入前
2	二ヶ領本川・堰前橋	15	麻生川・山口橋
3	平瀬川・平瀬橋(人道橋)	16	矢上川・大日橋
4	麻生川・耕地橋	17	矢上川・日吉橋
5	真福寺川・水車橋前	18	三沢川・下村橋下
6	二ヶ領用水円筒分水下流・今井仲橋	19	二ヶ領本川・親水公園内
7	二ヶ領用水宿河原線・出会い橋	20	山下川・合流前
8	五反田川・追分橋	21	二ヶ領本川・南橋
9	片平川・片平橋下	22	二ヶ領用水円筒分水下流・鹿島田橋
10	有馬川・五月橋	23	平瀬川・支川合流後
11	渋川・渋川橋	24	平瀬川・中之橋
12	登戸雨水幹線・多摩川流入前	25	矢上川・矢上川橋
13	六ヶ村堀雨水幹線・多摩川流入前		

記号	海域・地点名
S1	浮島沖
S2	東扇島沖
S3	京浜運河千鳥町
S4	東扇島防波堤西
S5	京浜運河扇町
S6	扇島沖
S7	末広運河先
S8	大師運河先
S9	夜光運河先
S10	桜堀運河先
S11	池上運河先
S12	南渡田運河先

図 16　公共用水域水質測定地点

(2) 河川水質の測定結果

ア　健康項目

健康項目とは、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目である。

河川の健康項目 27 項目は、令和 6(2024)年度は全地点で環境基準を達成した。

表39　健康項目の環境基準達成状況（河川）

健康項目	調査地点数	環境基準値（mg/L）	各地点の年間平均値の最高濃度（mg/L）	環境基準達成地点数	達成率（%）
カドミウム	10	0.003 以下	0.0003 未満	10	100
全シアン	10	検出されないこと	不検出	10	100
鉛	10	0.01 以下	0.005 未満	10	100
六価クロム	10	0.02 以下	0.01 未満	10	100
砒素	10	0.01 以下	0.005 未満	10	100
総水銀	10	0.0005 以下	0.0005 未満	10	100
アルキル水銀※	－	検出されないこと	－	－	－
PCB	10	検出されないこと	不検出	10	100
ジクロロメタン	10	0.02 以下	0.0002 未満	10	100
四塩化炭素	10	0.002 以下	0.0002 未満	10	100
1,2-ジクロロエタン	10	0.004 以下	0.0002 未満	10	100
1,1-ジクロロエチレン	10	0.1 以下	0.0002 未満	10	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	10	0.04 以下	0.0002 未満	10	100
1,1,1-トリクロロエタン	10	1 以下	0.0002 未満	10	100
1,1,2-トリクロロエタン	10	0.006 以下	0.0002 未満	10	100
トリクロロエチレン	10	0.01 以下	0.0002 未満	10	100
テトラクロロエチレン	10	0.01 以下	0.0002 未満	10	100
1,3-ジクロロプロペン	10	0.002 以下	0.0004 未満	10	100
チウラム	10	0.006 以下	0.0006 未満	10	100
シマジン	10	0.003 以下	0.0003 未満	10	100
チオベンカルブ	10	0.02 以下	0.002 未満	10	100
ベンゼン	10	0.01 以下	0.0002 未満	10	100
セレン	10	0.01 以下	0.002 未満	10	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10 以下	7.3	10	100
ふっ素	10	0.8 以下	0.20	10	100
ほう素	10	1 以下	0.18	10	100
1,4-ジオキサン	10	0.05 以下	0.005 未満	10	100

※アルキル水銀は総水銀が検出された場合に分析を行うため、令和 6（2024）年度は分析を行わなかった。

イ　生活環境項目

(ｱ) 経年推移

河川の代表的な汚濁指標であるBODは大きく改善し、平成20(2008)年度頃からは低濃度で推移している。

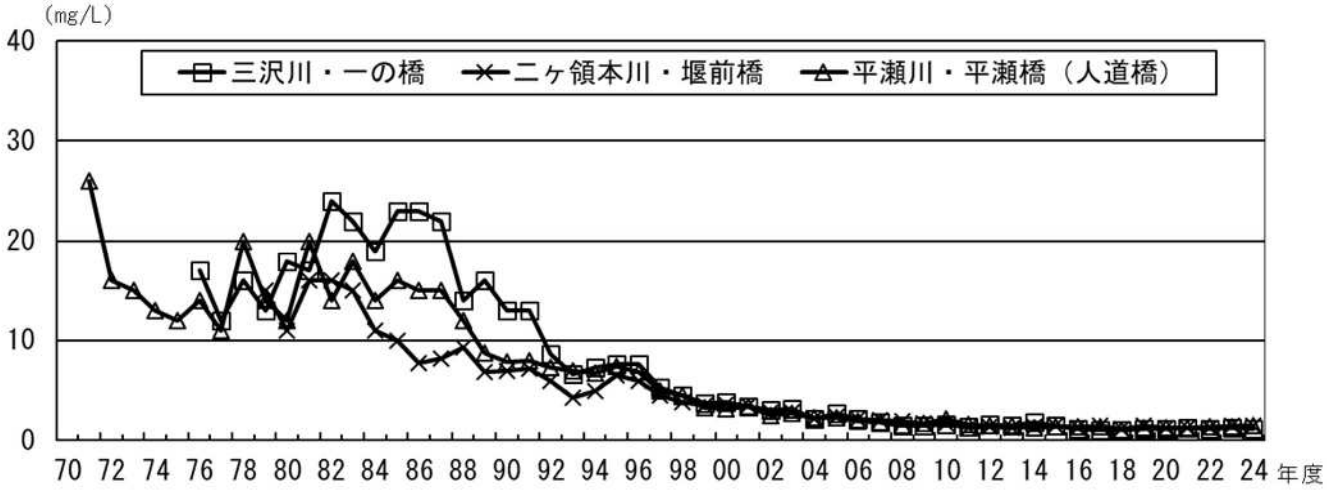

図17　多摩川水系のBODの年間平均値の経年推移

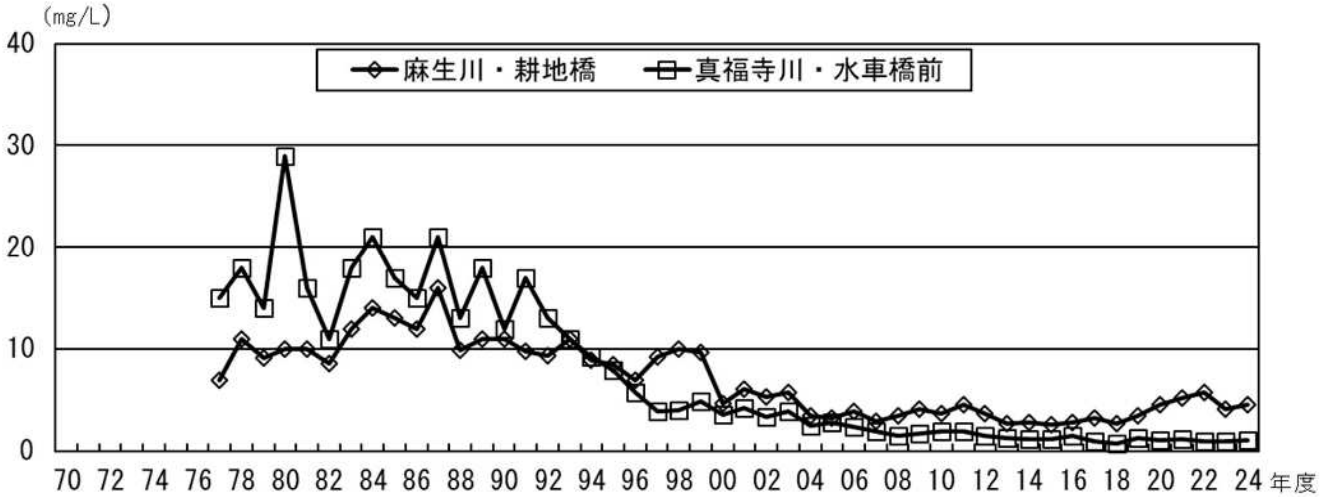

（注）麻生川・耕地橋は平成3（1991）年度まで仲野橋で測定

図18　鶴見川水系のBODの年間平均値の経年推移

(ｲ) 環境基準等の達成（適合）状況

生活環境項目とは、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目である。

a　BOD の環境基準値適合状況

BOD の環境基準は環境基準点において評価することとされており、この調査結果には、環境基準点以外の結果も含んでいる。したがって、この公表では、全ての測定地点において環境基準値と比較し、環境基準値以下の場合は「適合」としている。多摩川水系の6地点及び鶴見川水系の6地点を調査した。環境基準値の適合状況は75％水質値で評価する。Ｂ類型水域5地点の BOD の75％水質値は、1.4～2.2 mg/L、Ｃ類型水域4地点の BOD の75％水質値は1.2～2.0 mg/L、Ｄ類型水域3地点の BOD の75％水質値は1.1～6.0 mg/L で、全地点で環境基準値に適合していた。

表40　BOD の環境基準値適合状況

水系	河川名	地点名	類型	環境基準値	75%水質値
多摩川	三沢川	一の橋	C	5 mg/L 以下	1.2 mg/L
	二ヶ領本川	堰前橋	B	3 mg/L 以下	1.4 mg/L
	平瀬川	平瀬橋（人道橋）	B	3 mg/L 以下	1.6 mg/L
	二ヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋	B	3 mg/L 以下	2.2 mg/L
	二ヶ領用水宿河原線	出会い橋	B	3 mg/L 以下	1.4 mg/L
	五反田川	追分橋	B	3 mg/L 以下	1.5 mg/L
鶴見川	麻生川	耕地橋	D	8 mg/L 以下	6.0 mg/L
	真福寺川	水車橋前	D	8 mg/L 以下	1.1 mg/L
	片平川	片平橋下	D	8 mg/L 以下	1.4 mg/L
	有馬川	五月橋	C	5 mg/L 以下	2.0 mg/L
	渋川	渋川橋	C	5 mg/L 以下	1.4 mg/L
	矢上川	矢上川橋※	C	5 mg/L 以下	1.7 mg/L

※　矢上川・矢上川橋は国土交通省で測定

※　環境基準が定められていない二ヶ領用水円筒分水下流・今井仲橋は流入元の二ヶ領本川の環境基準を当てはめて評価

（注）　▭ は環境基準値適合

この調査結果は、環境基準の達成状況を判断する地点として定められている環境基準点以外の結果を含むため、ここでは環境基準値以下の場合を全て「適合」としている。

b　大腸菌数の環境基準達成状況

多摩川水系 2 地点で調査をした。環境基準値の適合状況は 90％水質値で評価する。二ヶ領本川・堰前橋で 3400CFU/100mL、平瀬川・平瀬橋（人道橋）で 7500CFU/100mL であり、環境基準を非達成であった。

表41　大腸菌数の環境基準達成状況

水系	河川名	地点名	類型	環境基準値	90%水質値
多摩川	二ヶ領本川	堰前橋	B	1000CFU/100mL 以下	3400CFU/100mL
	平瀬川	平瀬橋（人道橋）	B	1000CFU/100mL 以下	7500CFU/100mL

c　全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の環境基準値適合状況

多摩川水系 3 地点及び鶴見川水系 2 地点の合計 5 地点を調査した。環境基準値の適合状況は、年間平均値で評価する。全亜鉛の年間平均値は 0.003～0.034 mg/L で 4 地点で環境基準値に適合していたが 1 地点で適合していなかった。ノニルフェノールの年間平均値は 0.00006 mg/L 未満で、全地点で環境基準値に適合していた。直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の年間平均値は 0.0011～0.0032 mg/L で、全地点で環境基準値に適合していた。

表 42　全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の環境基準値適合状況

水系	河川名	地点名	類型	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
				環境基準値	年間平均値	環境基準値	年間平均値	環境基準値	年間平均値
多摩川	三沢川	一の橋	生物B	0.030 mg/L 以下	0.006 mg/L	0.002 mg/L 以下	0.00006 mg/L 未満	0.05 mg/L 以下	0.0029 mg/L
	二ヶ領本川	堰前橋			0.009 mg/L		0.00006 mg/L 未満		0.0028 mg/L
	平瀬川	平瀬橋（人道橋）			0.007 mg/L		0.00006 mg/L 未満		0.0032 mg/L
鶴見川	麻生川	耕地橋			0.034 mg/L		0.00006 mg/L 未満		0.0015 mg/L
	真福寺川	水車橋前			0.003 mg/L		0.00006 mg/L 未満		0.0011 mg/L

（注）　　は環境基準値適合

d　その他の生活環境項目の環境基準値適合率

環境基準値適合率は、pH 68.3%、SS 100%、DO 100%であった。

表 43　生活環境項目の環境基準値適合率

項　　目	類型	環境基準（mg/L）※2	評価地点数		適合数/評価地点・日数	適合率
			調査地点	調査日数		
水素イオン濃度（pH）	B	6.5 以上 8.5 以下	10	12	82/120	68.3%
	C					
	D					
浮遊物質量（SS）	B	25 以下	10	12	120/120	100%
	C	50 以下				
	D	100 以下				
溶存酸素量（DO）	B	5 以上	10	12	120/120	100%
	C	5 以上				
	D	2 以上				

※1　評価は日間平均

※2　水素イオン濃度（pH）は無単位

(ｳ) 測定地点別経年推移

川崎市内の多摩川水系の令和6(2024)年度のBOD年間平均値は、0.9～2.1 mg/L（雨水幹線は1.4～3.1 mg/L）であった。また、川崎市内の鶴見川水系の令和6(2024)年度のBOD年間平均は1.1～4.6 mg/Lであった。

表44　多摩川水系のBOD年間平均値の経年推移（年度）

（単位：mg/L）

河川・地点名		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
二ヶ領本川	親水公園内	1.9	1.6	1.2	1.0	1.3	1.1	1.2	1.1	1.4	1.4
山下川	合流前	1.1	1.2	0.8	0.7	2.4	1.0	0.9	0.8	1.1	1.1
二ヶ領本川	南橋	1.0	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.1	1.0	1.5	1.0
五反田川	追分橋	1.5	1.3	1.5	1.1	1.2	1.1	1.0	1.5	1.1	1.3
二ヶ領用水宿河原線	出会い橋	1.5	1.2	1.7	1.1	1.3	1.0	1.1	1.1	1.5	1.5
二ヶ領本川	堰前橋	1.5	1.3	1.5	1.1	1.5	1.3	1.3	1.3	1.5	1.5
二ヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋	1.6	1.5	1.9	1.8	1.9	1.6	1.6	1.3	1.6	2.1
二ヶ領用水円筒分水下流	鹿島田橋	1.7	1.6	1.2	1.9	1.5	1.6	1.8	1.7	1.6	1.5
三沢川	下村橋下	0.6	0.8	0.9	0.6	0.9	0.4	0.6	0.6	1.1	0.9
三沢川	一の橋	1.5	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.1	1.3	1.1
平瀬川	支川合流後	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	1.7
平瀬川	中之橋	1.8	1.5	1.2	1.2	1.7	1.9	0.9	1.1	1.9	1.3
平瀬川	平瀬橋（人道橋）	1.4	1.4	1.4	1.0	1.3	1.3	1.2	1.4	1.4	1.5
登戸雨水幹線	多摩川流入前	2.6	2.7	1.8	1.7	1.4	1.0	1.7	1.4	1.2	1.4
六ヶ村堀雨水幹線	多摩川流入前	1.5	1.7	2.1	2.4	2.6	1.6	1.3	2.2	1.7	3.1
宮内雨水幹線	多摩川流入前	2.4	3.3	2.4	2.6	4.7	1.6	1.4	2.2	2.2	2.2

表45　鶴見川水系のBOD年間平均値の経年推移（年度）

（単位：mg/L）

河川・地点名		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
片平川	片平橋下	1.0	0.8	1.0	0.8	1.2	0.8	0.8	0.8	1.3	1.2
麻生川	耕地橋	2.6	2.8	3.2	2.7	3.5	4.5	5.2	5.7	4.1	4.6
麻生川	山口橋	1.3	0.9	1.1	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	1.4	1.3
真福寺川	水車橋前	1.2	1.5	1.0	0.7	1.3	1.1	1.2	1.0	1.0	1.1
矢上川	大日橋	1.4	1.0	1.8	1.2	1.8	1.1	1.1	1.0	0.9	1.3
矢上川	日吉橋	2.5	2.1	2.3	2.7	2.4	1.4	1.6	1.6	1.6	2.3
矢上川	矢上川橋※	1.7	3.1	1.5	1.6	1.6	2.2	1.6	1.8	1.7	1.4
有馬川	五月橋	1.6	1.2	1.6	1.2	1.5	1.4	1.3	1.1	1.6	1.7
渋川	渋川橋	1.1	0.9	1.1	1.2	1.3	1.0	1.0	1.2	1.3	1.3

※ 矢上川・矢上川橋は国土交通省で測定

ウ　ダイオキシン類の測定結果

市内の河川（水質）の環境濃度を把握するため、平成 15(2003)年度から平成 30(2018)年度までは河川 7 地点で毎年調査した。令和元(2019) 年度からは調査地点を 1 地点削減して、頻度も削減し、6 地点において 3 地点ずつ隔年で調査を実施している。

(ｱ) ダイオキシン類濃度の推移

令和 6(2024)年度の調査地点は、麻生川・耕地橋、真福寺川・水車橋前、矢上川・日吉橋の 3 地点である。調査を実施するようになった平成 15(2003)年度以降、概ね低濃度で推移している。

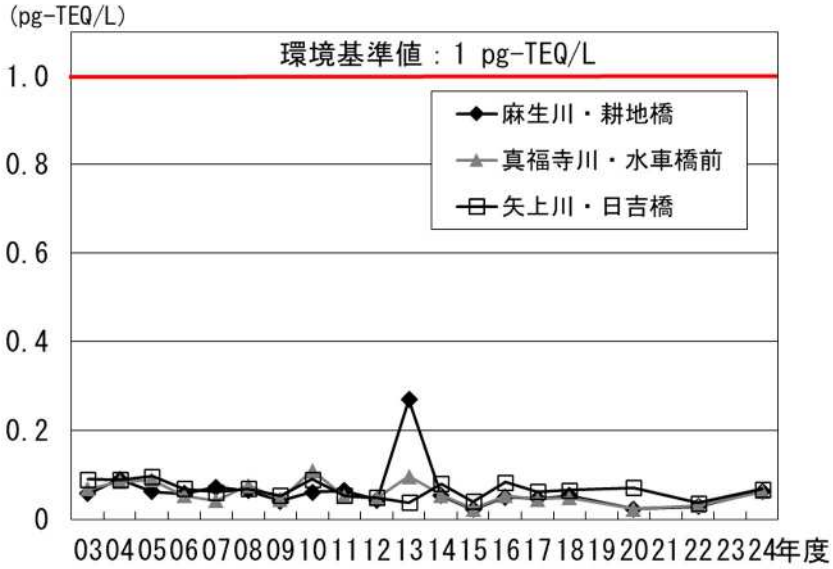

図 19　ダイオキシン類濃度の経年推移(3 地点)（河川・水質）

(ｲ) 環境基準の達成状況

令和 6（2024）年度の調査結果は、0.063～0.068　pg-TEQ/L であり、全地点で環境基準（年間平均値が 1 pg-TEQ/L 以下）を達成した。

表46　ダイオキシン類の調査結果（河川・水質）

（単位：pg-TEQ/L）

調査地点	調査結果	環境基準値
麻生川・耕地橋	0.064	1
真福寺川・水車橋前	0.063	
矢上川・日吉橋	0.068	

(ｳ) 調査地点別の過去 10 年間のダイオキシン類濃度

過去 10 年間のダイオキシン類の濃度は、経年的にほぼ横ばいで推移している。

表47　調査地点別のダイオキシン類濃度の経年推移（河川・水質）

（単位：pg-TEQ/L）

調査地点＼調査年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①三沢川・一の橋	0.094	0.21	0.17	0.16	0.20	－	0.13	－	0.098	－
②二ケ領本川・堰前橋	0.023	0.055	0.052	0.075	0.040	－	0.069	－	0.032	－
③平瀬川・平瀬橋（人道橋）	0.036	0.063	0.058	0.060	0.20	－	0.067	－	0.041	－
④麻生川・耕地橋	0.023	0.050	0.047	0.054	－	0.024	－	0.029	－	0.064
⑤真福寺川・水車橋前	0.024	0.054	0.046	0.049	－	0.024	－	0.031	－	0.063
⑥矢上川・日吉橋	0.040	0.084	0.063	0.066	－	0.072	－	0.037	－	0.068

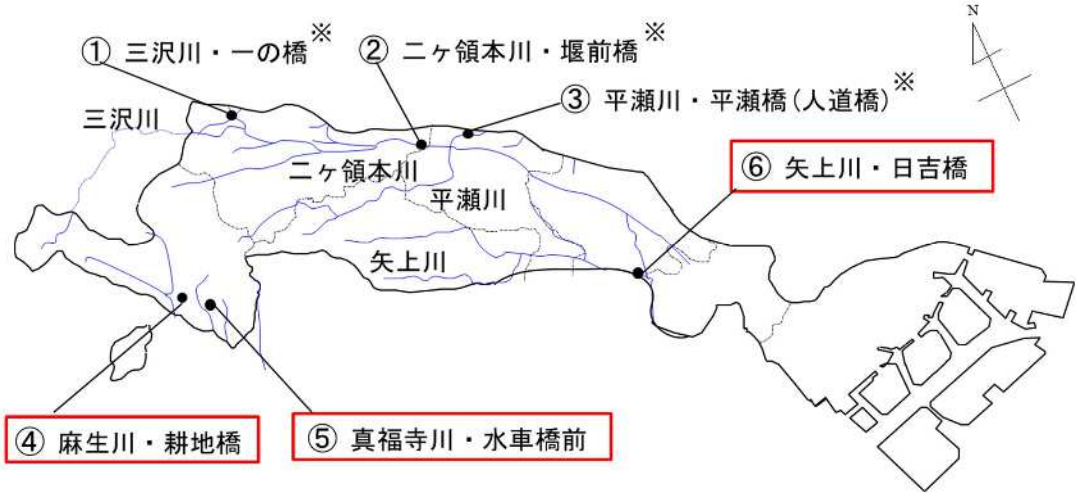

※　3 地点ずつ隔年で調査を実施しており、①、②、③については令和 5(2023)年度に調査を実施

図 20　調査地点（河川・水質）

(3) 海域水質の測定結果

ア　健康項目

健康項目 25 項目は、令和 6(2024)年度は全地点で環境基準を達成した。

表48　健康項目の環境基準達成状況（海域）

健康項目	調査地点数	環境基準値（mg/L）	各地点の年間平均値の最高濃度（mg/L）	環境基準達成地点数	達成率（%）
カドミウム	9	0.003 以下	0.0003未満	9	100
全シアン	9	検出されないこと	不検出	9	100
鉛	9	0.01 以下	0.005 未満	9	100
六価クロム	9	0.02 以下	0.01未満	9	100
砒素	10	0.01 以下	0.005 未満	10	100
総水銀	9	0.0005 以下	0.0005 未満	9	100
アルキル水銀※	－	検出されないこと	－	－	－
PCB	9	検出されないこと	不検出	9	100
ジクロロメタン	9	0.02 以下	0.0002 未満	9	100
四塩化炭素	9	0.002 以下	0.0002 未満	9	100
1,2-ジクロロエタン	9	0.004 以下	0.0002 未満	9	100
1,1-ジクロロエチレン	9	0.1 以下	0.0002 未満	9	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	9	0.04 以下	0.0002 未満	9	100
1,1,1-トリクロロエタン	9	1 以下	0.0002 未満	9	100
1,1,2-トリクロロエタン	9	0.006 以下	0.0002 未満	9	100
トリクロロエチレン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
テトラクロロエチレン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
1,3-ジクロロプロペン	9	0.002 以下	0.0004 未満	9	100
チウラム	9	0.006 以下	0.0006 未満	9	100
シマジン	9	0.003 以下	0.0003 未満	9	100
チオベンカルブ	9	0.02 以下	0.002 未満	9	100
ベンゼン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
セレン	9	0.01 以下	0.002 未満	9	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	10 以下	1.1	9	100
1,4-ジオキサン	9	0.05 以下	0.005 未満	9	100

※　アルキル水銀は総水銀が検出された場合に分析を行うため、令和 6(2024)年度は分析を行わなかった。

イ　生活環境項目

(ｱ) 経年推移

ａ　COD

海域の代表的な汚濁指標であるCODは昭和60(1985)年ころをピークに改善傾向であったが、近年微増傾向である。東京湾は閉鎖的水域であることから、改善が難しい状況が続いている。

なお、平成29(2017)年度及び平成20(2008)年度の京浜運河扇町は、平成29(2017)年7月及び平成20(2008)年6月に発生した赤潮の影響で高濃度となった。

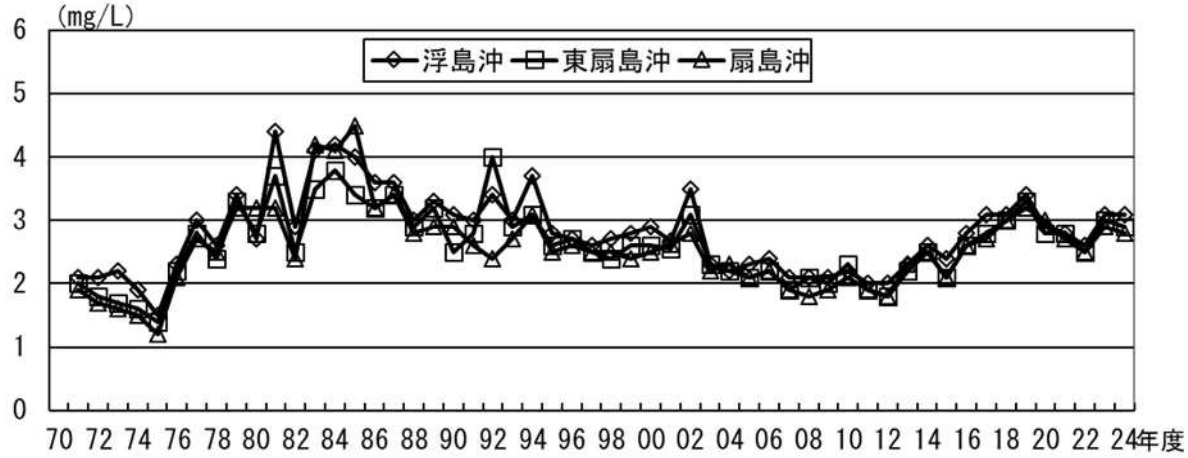

図21　海域・Ｂ類型のCODの年間平均値の経年推移

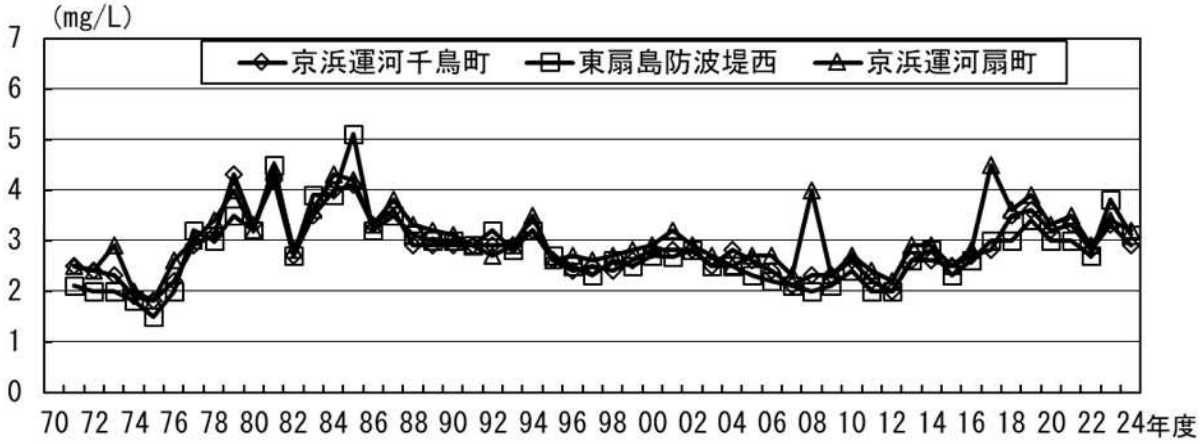

図22　海域・Ｃ類型のCODの年間平均値の経年推移

b　全窒素

全窒素とは窒素化合物全体のことで、窒素は富栄養化の要因となっている。

主な地点の全層（上層と下層の平均値）の年間平均値は、緩やかな減少傾向が見られている。

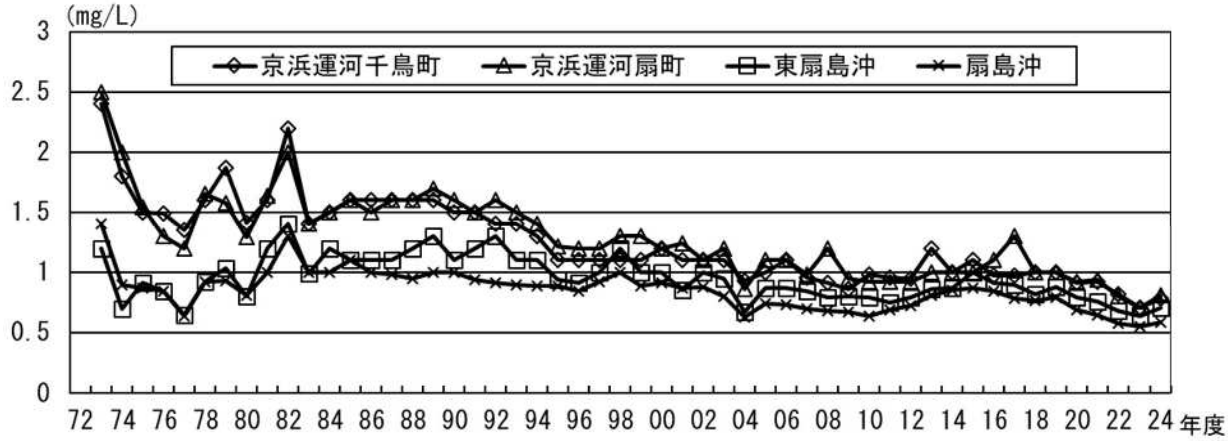

図 23　海域の全窒素の年間平均値（全層）の経年推移

c　全燐

全燐とは隣化合物全体のことで、燐は富栄養化の要因となっている。

主な地点の全層の年平均値は、横ばいで推移している。

なお、平成 29(2017)年度及び平成 20(2008)年度の京浜運河扇町は、平成 29(2017)年 7 月及び平成 20(2008)年 6 月に発生した赤潮の影響で高濃度となった。

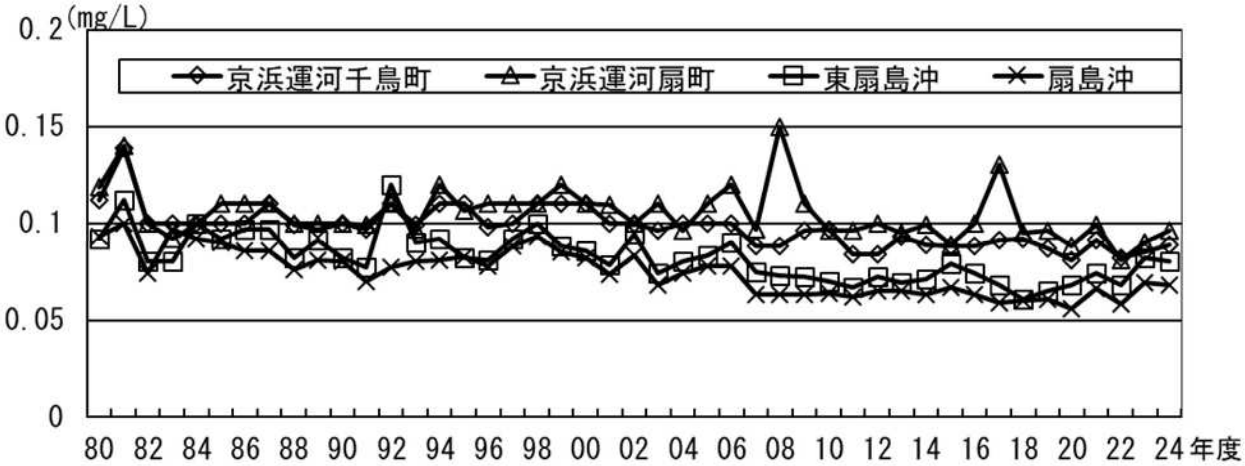

図 24　海域の全燐の年間平均値（全層）の経年推移

(ｲ) 環境基準等の達成（適合）状況

海域の生活環境項目の環境基準は水域ごとで評価することとされており、本市の測定地点が含まれる水域は他自治体にまたがっている。したがって、この公表では、測定地点ごとに環境基準値と比較し、環境基準値以下の場合は「適合」としている。

a　COD の環境基準値適合状況

Ｂ類型水域（沖合部）3 地点、Ｃ類型水域（運河部）3 地点の合計 6 地点を調査した。環境基準値の適合状況は、75％水質値で評価する。Ｂ類型水域 3 地点の COD の 75％水質値は 3.2～3.4 mg/L、Ｃ類型水域 3 地点の COD の 75％水質値は 3.6～3.7 mg/L で、Ｂ類型水域では全地点で環境基準値に適合しておらず、Ｃ類型水域の全地点で環境基準値に適合していた。

表 49　COD の環境基準値適合状況

測定地点	類型	環境基準値	75%水質値
浮島沖	B	3 mg/L 以下	3.2　mg/L
東扇島沖	B	3 mg/L 以下	3.3　mg/L
扇島沖	B	3 mg/L 以下	3.4 mg/L
京浜運河千鳥町	C	8 mg/L 以下	3.6 mg/L
東扇島防波堤西	C	8 mg/L 以下	3.6 mg/L
京浜運河扇町	C	8 mg/L 以下	3.7 mg/L

（注）　は環境基準値適合

b　全窒素及び全燐の環境基準値適合状況

沖合部 3 地点、運河部 3 地点の合計 6 地点を調査した。環境基準値の適合状況は上層（水面下 0.5 m）の年間平均値で評価する。全窒素の上層の年間平均値は、0.81～1.4 mg/L で、浮島沖、京浜運河扇町以外の 4 地点で環境基準値に適合していた。全燐の上層の年間平均値は、0.080～0.13 mg/L で、扇島沖の 1 地点で環境基準値に適合していた。

表 50　全窒素及び全燐の環境基準値適合状況

測定地点	全窒素			全燐		
	類型	環境基準値	年間平均値	類型	環境基準値	年間平均値
浮島沖	Ⅳ	1 mg/L 以下	1.4 mg/L	Ⅳ	0.09 mg/L 以下	0.13 mg/L
東扇島沖			1.0 mg/L			0.10 mg/L
扇島沖			0.81 mg/L			0.080 mg/L
京浜運河千鳥町			1.0 mg/L			0.10 mg/L
東扇島防波堤西			0.92 mg/L			0.092 mg/L
京浜運河扇町			1.1 mg/L			0.11 mg/L

（注）　は環境基準値適合

c　全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の環境基準値適合状況

沖合部 3 地点、運河部 3 地点の合計 6 地点を調査した。環境基準値の適合状況は、全層の年間平均値で評価する。全亜鉛の全層の年間平均値は 0.004～0.010 mg/L で、全地点で環境基準値に適合していた。ノニルフェノールの全層の年間平均値は 0.00006 mg/L 未満で、全地点で環境基準値に適合していた。直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の全層の年間平均値は 0.0006～0.0017 mg/L で、全地点で環境基準値に適合していた。

表 51　全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の環境基準値適合状況

測定地点	全亜鉛			ノニルフェノール			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)		
	類型	環境基準値	年間平均値	類型	環境基準値	年間平均値	類型	環境基準値	年間平均値
浮島沖	生物A	0.02 mg/L 以下	0.006 mg/L	生物A	0.001 mg/L 以下	0.00006 mg/L 未満	生物A	0.01 mg/L 以下	0.0009 mg/L
東扇島沖			0.004 mg/L			0.00006 mg/L 未満			0.0017 mg/L
扇島沖			0.010 mg/L			0.00006 mg/L 未満			0.0007 mg/L
京浜運河千鳥町			0.005 mg/L			0.00006 mg/L 未満			0.0010 mg/L
東扇島防波堤西			0.006 mg/L			0.00006 mg/L 未満			0.0007 mg/L
京浜運河扇町			0.005 mg/L			0.00006 mg/L 未満			0.0006 mg/L

（注）　は環境基準値適合

d　その他の生活環境項目の環境基準値適合率

Ｂ類型水域（沖合部）3 地点、Ｃ類型水域（運河部）3 地点の合計 6 地点を調査した。環境基準値適合率は、pH 93.1%、DO 94.4%、*n*-ヘキサン抽出物質 100%であった。

表 52　生活環境項目の環境基準値適合率

項　　目	類型	環境基準（mg/L）※2	評価地点数		適合数/評価地点・日数	適合率
			調査地点	調査日数		
水素イオン濃度（pH）	B	7.8 以上 8.3 以下	6	12	67/72	93.1%
	C					
溶存酸素量（DO）	B	5 以上	6	12	68/72	94.4%
	C	2 以上				
n－ヘキサン抽出物質※3	B	不検出	3	12	36/36	100%

※１　評価は日間平均
※２　水素イオン濃度（pH）は無単位
※３　n－ヘキサン抽出物質はＢ類型のみ

(ｳ) 測定地点別経年推移

ａ　COD

令和 6(2024)年度の全層（上層（水面下 0.5 m）と下層（底上 1 m）の平均値）の COD 年間平均値は、Ｂ類型水域 3 地点では 2.8～3.1 mg/L、Ｃ類型水域 9 地点では 2.8～3.6 mg/L であった。

なお、平成 29(2017)年度の京浜運河扇町は平成 29(2017)年 7 月に発生した赤潮の影響（22mg/L 及び 20mg/L）で高濃度となった。

表 53　海域の COD の年間平均値の経年推移（年度）

（単位:mg/L）

測定地点	類型	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
浮島沖	B	2.4	2.8	3.1	3.1	3.4	2.9	2.8	2.6	3.1	3.1
東扇島沖	B	2.1	2.6	2.8	3.0	3.3	2.8	2.8	2.5	3.0	2.9
扇島沖	B	2.1	2.6	2.7	3.0	3.2	3.0	2.7	2.5	2.9	2.8
京浜運河千鳥町	C	2.5	2.7	2.8	3.5	3.6	3.2	3.3	2.8	3.3	2.9
東扇島防波堤西	C	2.3	2.6	3.0	3.0	3.4	3.0	3.0	2.7	3.8	3.1
京浜運河扇町	C	2.5	2.8	4.5	3.6	3.9	3.3	3.5	2.9	3.4	3.2
末広運河先	C	2.4	3.0	3.0	3.3	3.6	3.2	2.8	2.8	3.3	3.0
大師運河先	C	2.3	2.8	5.7	3.1	3.4	2.9	2.8	2.6	2.9	2.8
夜光運河先	C	2.7	3.1	4.6	3.5	3.9	3.3	2.9	3.1	3.7	3.2
桜堀運河先	C	3.9	3.5	3.9	3.9	5.3	3.7	3.1	3.2	4.1	3.6
池上運河先	C	2.7	3.6	7.5	3.6	4.2	3.4	3.0	2.9	3.6	3.3
南渡田運河先	C	2.7	3.0	3.7	3.6	3.8	3.0	2.7	2.8	3.7	3.2

ｂ　全窒素

令和 6(2024)年度の全層の年間平均値は 0.59～1.4 mg/L であった。

表54　海域の全窒素の年間平均値の経年推移（年度）

（単位:mg/L）

測定地点	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
浮島沖	1.1	1.1	1.1	0.98	0.98	0.90	0.90	0.81	0.77	0.89
東扇島沖	1.0	0.91	0.90	0.82	0.88	0.79	0.76	0.68	0.64	0.71
扇島沖	0.87	0.84	0.78	0.77	0.79	0.69	0.65	0.58	0.55	0.59
京浜運河千鳥町	1.1	0.97	0.97	1.0	1.0	0.91	0.92	0.82	0.71	0.78
東扇島防波堤西	0.96	0.91	0.93	0.83	0.90	0.78	0.80	0.68	0.69	0.69
京浜運河扇町	1.0	1.1	1.3	1.0	1.0	0.92	0.94	0.80	0.71	0.81
末広運河先	1.6	1.6	1.7	1.7	1.4	1.3	1.2	1.3	1.1	1.2
大師運河先	1.1	1.3	1.7	1.0	1.0	0.89	0.95	0.87	0.73	0.82
夜光運河先	1.4	1.4	1.6	1.3	1.1	1.1	0.91	0.97	0.81	0.96
桜堀運河先	2.5	1.7	1.7	2.1	1.9	1.2	1.3	1.3	1.3	1.4
池上運河先	1.3	1.1	1.9	1.1	1.1	0.92	0.96	0.87	0.71	0.84
南渡田運河先	1.5	1.3	1.3	1.5	1.4	1.0	1.0	1.0	0.86	0.97

c　全燐

令和6(2024)年度の全層の年間平均値は0.068～0.23 mg/Lであった。

なお、平成29(2017)年度は、平成29(2017)年7月に発生した赤潮の影響で高濃度となった。

表55　海域の全燐の年間平均値の経年推移（年度）

（単位:mg/L）

測定地点	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
浮島沖	0.092	0.088	0.087	0.079	0.076	0.075	0.087	0.085	0.092	0.097
東扇島沖	0.079	0.074	0.068	0.061	0.065	0.068	0.074	0.068	0.082	0.080
扇島沖	0.067	0.063	0.059	0.060	0.061	0.056	0.066	0.058	0.069	0.068
京浜運河千鳥町	0.088	0.088	0.091	0.092	0.087	0.081	0.091	0.082	0.085	0.089
東扇島防波堤西	0.073	0.071	0.079	0.072	0.072	0.065	0.074	0.069	0.095	0.081
京浜運河扇町	0.089	0.10	0.13	0.095	0.096	0.088	0.099	0.081	0.090	0.096
末広運河先	0.12	0.12	0.10	0.10	0.11	0.095	0.11	0.10	0.12	0.11
大師運河先	0.087	0.091	0.17	0.075	0.096	0.077	0.10	0.091	0.082	0.083
夜光運河先	0.099	0.10	0.15	0.090	0.091	0.084	0.095	0.093	0.093	0.099
桜堀運河先	0.40	0.23	0.29	0.30	0.29	0.14	0.17	0.13	0.23	0.23
池上運河先	0.12	0.098	0.22	0.11	0.12	0.087	0.12	0.091	0.091	0.097
南渡田運河先	0.11	0.12	0.13	0.13	0.12	0.091	0.11	0.095	0.10	0.10

ウ　ダイオキシン類の測定結果

(7) 水質

市内の海域(水質・底質)の環境濃度を把握するため、平成 15(2003)年度から平成30(2018)年度までは海域 5 地点で毎年調査した。令和元(2019) 年度からは調査地点を 1 地点(東扇島沖)追加して、頻度を削減し、6 地点において 3 地点ずつ 2 年周期で調査を実施している。

a　ダイオキシン類濃度の推移

令和 6(2024)年度の調査地点は、東扇島防波堤西、京浜運河扇町、扇島沖の 3 地点である。平成 12(2000)年度の調査開始当初から低濃度で推移している。

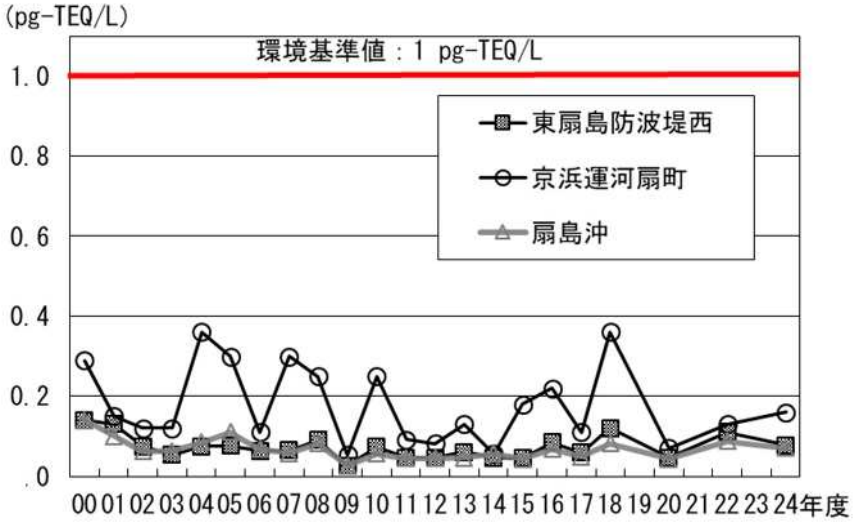

図 25　ダイオキシン類濃度の経年推移(3 地点)（海域・水質）

b　環境基準の達成状況

令和6(2024)年度の調査結果は、0.070～0.16 pg-TEQ/L であり、全地点で環境基準（年間平均値が1 pg-TEQ/L 以下）を達成した。

表56　ダイオキシン類の調査結果（海域・水質）

（単位：pg-TEQ/L）

調査地点	調査結果	環境基準値
東扇島防波堤西	0.077	1
京浜運河扇町	0.16	
扇島沖	0.070	

c　調査地点別の過去10年間のダイオキシン類濃度

過去 10 年間のダイオキシン類の濃度は、経年的にほぼ横ばいで推移している。

表57　調査地点別のダイオキシン類濃度の経年推移（海域・水質）

（単位：pg-TEQ/L）

調査地点＼調査年度		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①	浮島沖	0.060	0.053	0.062	0.094	0.072	－	0.069	－	0.061	－
②	京浜運河千鳥町	0.066	0.13	0.11	0.20	0.084	－	0.094	－	0.35	－
③	東扇島沖	－	－	－	－	0.10	－	0.075	－	0.063	－
④	東扇島防波堤西	0.045	0.085	0.059	0.12	－	0.047	－	0.11	－	0.077
⑤	京浜運河扇町	0.18	0.22	0.11	0.36	－	0.070	－	0.13	－	0.16
⑥	扇島沖	0.044	0.068	0.049	0.082	－	0.043	－	0.088	－	0.070

(ｲ) 底質

市内の海域（底質）の環境濃度を把握するため、水質調査と同一の地点において調査を実施している。

ａ　ダイオキシン類濃度の推移

令和 6(2024)年度の調査地点は、東扇島防波堤西、京浜運河扇町、扇島沖の 3 地点である。平成 12(2000)年度の調査開始当初から低濃度で推移している。

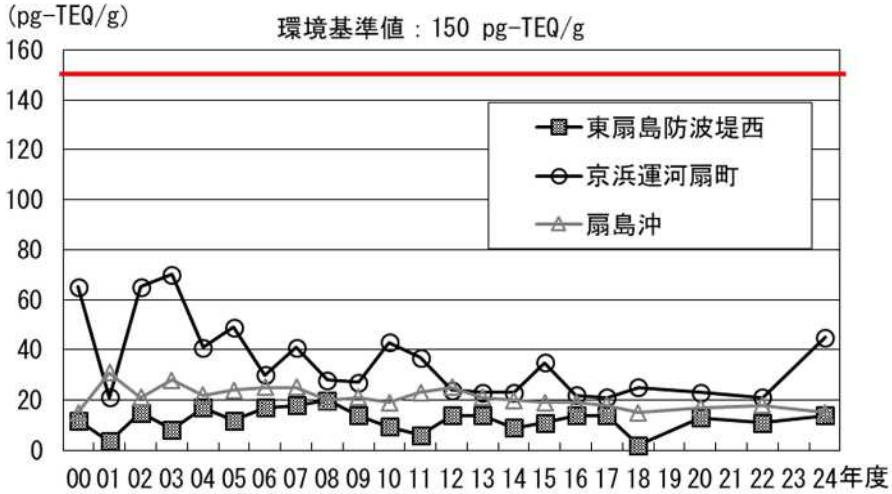

図26　ダイオキシン類濃度の経年推移(3地点)（海域・底質）

ｂ　環境基準の達成状況

令和6(2024)年度の調査結果は、14～45 pg-TEQ/g であり、全地点で環境基準（150 pg-TEQ/g 以下）を達成した。

表58　ダイオキシン類調査結果（海域・底質）

（単位:pg-TEQ/g）

調査地点	調査結果	環境基準値
東扇島防波堤西	14	150
京浜運河扇町	45	
扇島沖	15	

ｃ　調査地点別の過去10年間のダイオキシン類濃度

過去10年間のダイオキシン類の濃度は、経年的にほぼ横ばいで推移している。

表59　調査地点別のダイオキシン類濃度の経年推移（海域・底質）

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点＼調査年度		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
①	浮島沖	18	22	21	23	19	－	12	－	12	－
②	京浜運河千鳥町	21	17	26	9.2	26	－	15	－	22	－
③	東扇島沖	－	－	－	－	22	－	16	－	14	－
④	東扇島防波堤西	11	14	14	2.1	－	13	－	11	－	14
⑤	京浜運河扇町	35	22	21	25	－	23	－	21	－	45
⑥	扇島沖	19	19	18	15	－	17	－	18	－	15

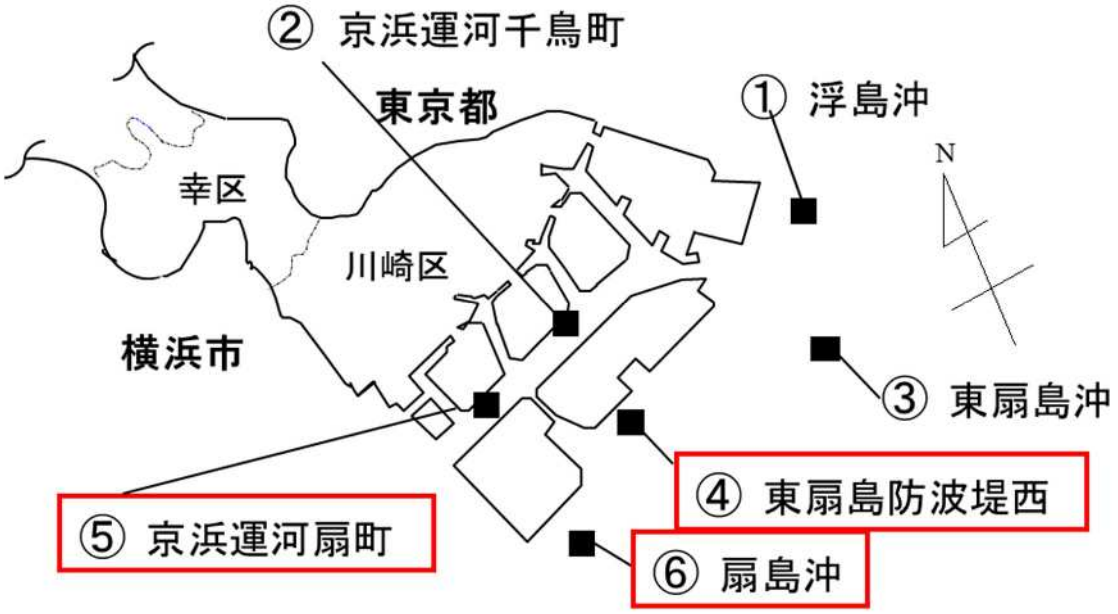

※　3 地点ずつ隔年で調査を実施しており、①、②、③については令和 5(2023)年度に調査を実施

図27　調査地点（海域・水質、底質）

３　地下水質測定結果

市内の地下水の水質(以下「地下水質」という。)について、水質汚濁防止法第 16 条により神奈川県知事が定めた水質測定計画（以下「測定計画」という。）及びこれを補完する形で本市が作成した「市計画」に基づき、計画的に調査を行っている。令和 6(2024)年度の測定結果は次のとおりである。

(1) 測定の概要

ア　調査の種類

(ｱ) 測定計画

ａ　概況調査

市内の全体的な地下水質の状況を把握するために調査している。

(a) 定点調査

地下水の流動等を勘案し、長期的な観点から水質の経年的な変化を確認するため、市内の 18 地点の定点において毎年 9 地点ずつ調査している。

(b) メッシュ調査

未把握の地下水汚染を発見するための調査で、市内を 2 km メッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を原則 1 つ選定し、4 年間で全メッシュの井戸の水質を調査している。令和 6(2024)年度は 10 地点を調査した。

ｂ　汚染井戸周辺地区調査

概況調査で新たに発見された汚染について汚染範囲を把握するため調査している。令和 6(2024)年度は概況調査（定点調査）で環境基準値を超過した 1 地点及びその周辺の計 3 地点について再調査を実施した。

ｃ　継続監視調査

過去の調査で汚染が確認された 16 地点について、汚染が確認された項目を継続的に監視するために調査している。なお令和 4(2022)年度から、検出濃度の変動幅が小さい地点は 3 年に 1 回の測定としたため、本年度は 8 地点を調査した。

(ｲ) 市計画

ａ　揮発性有機化合物

揮発性有機化合物の汚染状況について、継続監視調査地点周辺のほか、過去に汚染があり改善した地点及びその周辺や土壌汚染対策法等に基づく報告から汚染が確認されている地点とその周辺等を調査している。

令和 6(2024)年度は、市内 3 地区計 10 地点を調査した。

ｂ　有機フッ素化合物

市内における地下水中の有機フッ素化合物の実態を把握するため、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）のうち、指針値が定められているペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)について、昨年度に引き続き調査を実施した。

(a) 概況調査等

測定計画における定点調査地点及び昨年度の調査で汚染が見つかった地点から選定した計 16 地点で調査した。

(b) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査の結果、新たに PFOS 及び PFOA の指針値の超過が確認された 1 地点及びその周辺の計 3 地点について調査を実施した。

イ　測定地点数

表 60　各調査における測定地点数

調査の種類			測定地点数
測定計画	概況調査	定点調査	9 地点
		メッシュ調査	10 地点
	汚染井戸周辺地区調査		3 地点
	継続監視調査		8 地点
市計画	揮発性有機化合物		10 地点
	有機フッ素化合物	概況調査等	16 地点
		汚染井戸周辺地区調査	3 地点
合計（延べ地点数）			59 地点

ウ　測定項目

表 61　各調査における測定項目

調査の種類			測定項目
測定計画	概況調査	定点調査	環境基準項目（注）
		メッシュ調査	
	汚染井戸周辺地区調査		汚染範囲を確認するために必要な項目
	継続監視調査		基準超過項目、超過のおそれのある項目
市計画	揮発性有機化合物		基準超過項目、超過のおそれのある項目
	有機フッ素化合物	概況調査等	PFOS 及び PFOA
		汚染井戸周辺地区調査	

（注）環境基準項目：地下水質の環境基準が定められている 28 項目

<1>カドミウム　<2>全シアン　<3> 鉛　<4> 六価クロム
<5>砒素　<6>総水銀　<7> アルキル水銀　<8> PCB
<9>ジクロロメタン　<10>四塩化炭素　<11>1,2-ジクロロエタン　<12>1,1-ジクロロエチレン
<13>1,2-ジクロロエチレン　<14>1,1,1-トリクロロエタン　<15>1,1,2-トリクロロエタン
<16>トリクロロエチレン　<17>テトラクロロエチレン　<18>1,3-ジクロロプロペン
<19>チウラム　<20>シマジン　<21>チオベンカルブ　<22>ベンゼン
<23>セレン　<24>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素　<25>ふっ素　<26>ほう素
<27>クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）　<28>1,4-ジオキサン

(2) 各調査の測定結果

ア　測定計画

(ｱ) 概況調査

ａ　定点調査

環境基準項目については、9 地点中 8 地点で環境基準を達成した。環境基準の達成率は 88.9%であった。環境基準が非達成であった 1 地点については、鉛の 1 項目が環境基準値を超過していた。

ｂ　メッシュ調査

環境基準項目については、10 地点中 10 地点で環境基準を達成した。

表 62　測定計画・概況調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況※1			環境基準達成状況※2		
	地点数	項目数	地点数※3	検出率	項目数	達成地点数	達成率	非達成項目数
定点調査	9	28	9	100%	5	8	88.9%	1
メッシュ調査	10	28	10	100%	6	10	100%	0

※1　検出状況とは、報告下限値以上で検出された地点の状況をいう。（以下、同様。）
※2　環境基準達成状況とは、調査した環境基準項目を全て達成した地点の状況をいう。（以下、同様。）
※3　検出状況の地点数は、1 地点で複数項目検出された場合でも 1 地点とする。（以下、同様。）

表 63　検出項目及び調査結果（測定計画・概況調査）

（単位：mg/L）

番号	調査名	調査地点		鉛	ジクロロメタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
1	定点調査	麻生	黒川	－	－	－	－	1.8	－	－	－
2		麻生	上麻生	－	－	－	－	0.45	－	－	－
3		麻生	高石	－	－	－	－	2.0	－	－	－
4		麻生	下麻生	－	－	－	－	1.3	－	－	－
5		宮前	菅生①	0.012	－	－	－	1.5	0.09	0.07	－
6		宮前	馬絹	－	－	0.0007	－	7.5	－	－	－
7		中原	下小田中	－	－	－	－	1.8	0.15	0.02	－
8		幸	南加瀬	－	－	－	－	1.7	－	0.02	－
9		川崎	大島	－	－	－	－	0.39	0.08	0.09	－
1	メッシュ調査	麻生	黒川	－	－	－	－	1.0	－	－	－
2		麻生	上麻生	－	－	－	－	0.36	－	－	－
3		麻生	王禅寺東	－	－	－	－	1.7	－	－	－
4		多摩	登戸	－	－	－	0.0002	3.0	－	－	－
5		高津	久地	－	－	－	－	2.8	－	0.03	－
6		宮前	南野川	－	0.0006	－	－	5.0	－	－	0.008
7		中原	中丸子	－	－	－	－	1.3	－	0.03	－
8		幸	南加瀬	－	－	－	－	4.4	0.17	0.02	－
9		川崎	旭町	－	－	－	－	6.6	0.18	0.08	－
10		川崎	鋼管通	－	－	－	－	0.97	0.36	0.11	－
環境基準値				0.01以下	0.02以下	0.01以下	0.002以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下
報告下限値				0.005	0.0002	0.0002	0.0002	0.10	0.08	0.02	0.005

（注）□ 太枠は環境基準を達成していないこと、－は報告下限値を下回っていたことを示す。

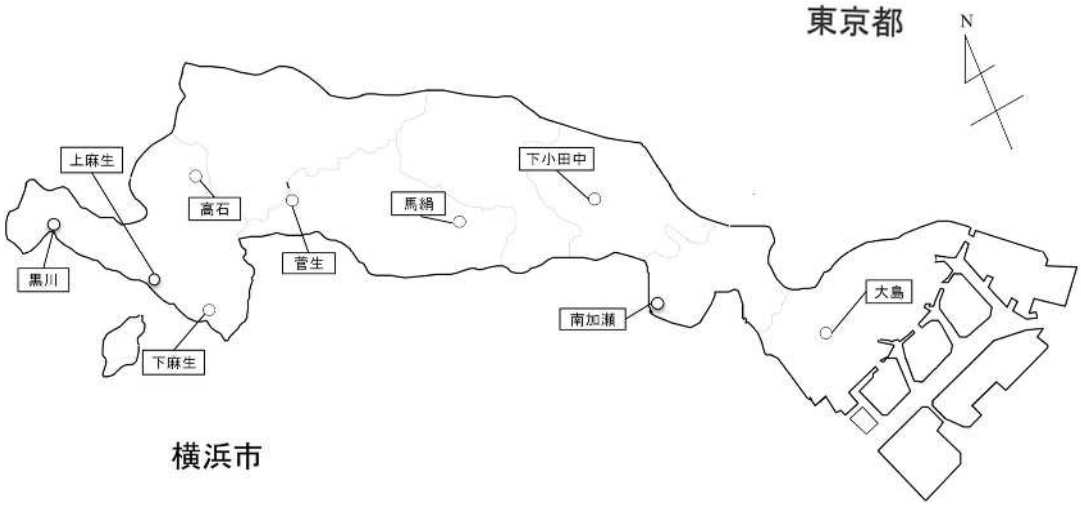

図28　地下水質調査地点図（測定計画・定点調査）

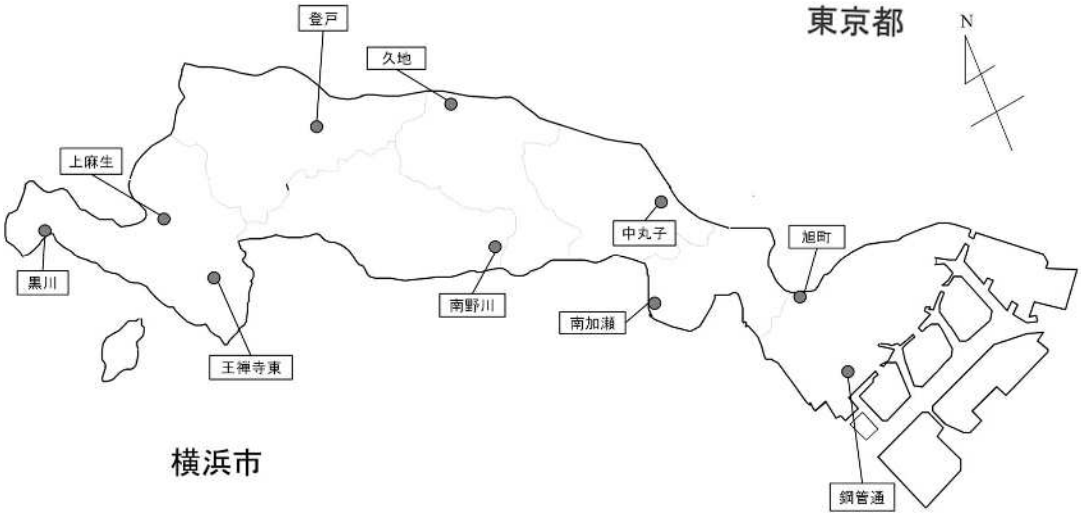

図29　地下水質調査地点図（測定計画・メッシュ調査）

(ｲ) 汚染井戸周辺地区調査

定点調査において、宮前区菅生の調査地点で鉛が環境基準値を超過したことから、当該地点及びその周辺の計 3 地点について再調査を実施した。その結果、全地点で環境基準値を下回った。

その結果、定点調査で環境基準値を超過した地点を含む全 3 地点で環境基準を達成した※。

※定点調査において超過が確認された地点においても、全 2 回の調査結果の平均値が環境基準値を下回ったことから、環境基準達成となった。

表 64　測定計画・汚染井戸周辺地区調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	達成地点数	達成率	非達成項目数
汚染井戸周辺地区調査	3	1	0	0%	0	3	100%	0

表 65　検出項目及び調査結果（測定計画・汚染井戸周辺地区調査）

（単位：mg/L）

番号	調査地点		鉛
1	宮前	菅生①	－
2	宮前	菅生②	－
3	宮前	菅生③	－
環境基準値			0.01以下
報告下限値			0.005

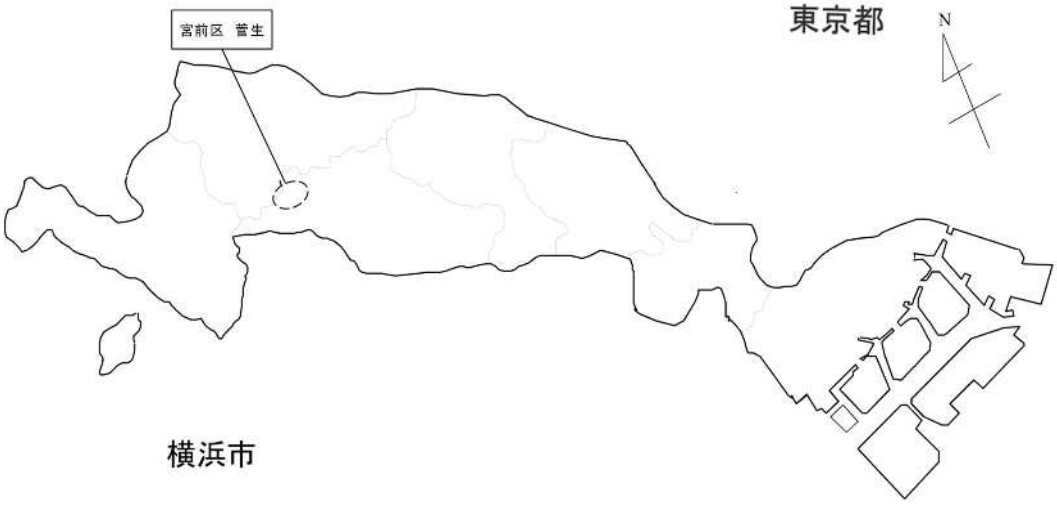

図30　地下水質調査地点図（測定計画・汚染井戸周辺地区調査）

(ｳ) 継続監視調査

過去に当該地点で環境基準値を超過した項目及び超過のおそれがある項目について調査したところ、8 地点中 7 地点で環境基準を達成した。環境基準が非達成であった 1 地点については、トリクロロエチレンが環境基準値を超過していた。

表 66　測定計画・継続監視調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	達成地点数	達成率	非達成項目数
継続監視調査	8	8	8	100%	6	7	87.5%	1

表 67　検出項目及び調査結果（測定計画・継続監視調査）

（単位：mg/L）

番号	調査地点		クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
1	幸	東古市場	—	—	0.0029	0.0078	—	
2	多摩	栗谷	—	0.0002	—	0.0045	—	
5	宮前	菅生④	0.0003	—	0.0021	0.015	0.0004	
6	麻生	細山						6.4
10	高津	坂戸						10
14	宮前	犬蔵						7.0
15	幸	塚越	0.0018	—	—	—	—	
16	中原	下沼部						4.7
環境基準値			0.002以下	0.1以下	0.04以下	0.01以下	0.01以下	10以下
報告下限値			0.0002	0.0002	0.0004	0.0002	0.0002	0.10

（注１）太枠 ▭ は環境基準を達成していないこと、－は報告下限値を下回っていたことを示す。
（注２）斜線は過去の調査で汚染が確認されていないため、測定対象としていない項目である。

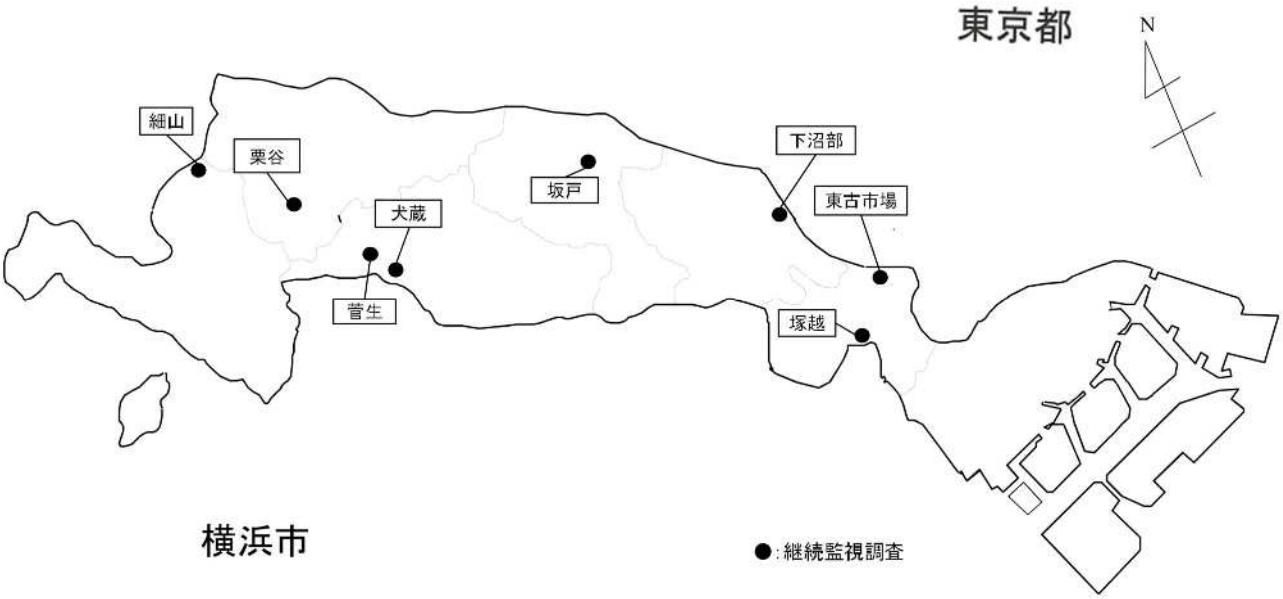

図 31　地下水質調査地点図（測定計画・継続監視調査）

イ　市計画

(ｱ) 揮発性有機化合物

市内 3 地区計 10 地点について、調査したところ、全地点で環境基準を達成した。

表 68　市計画（揮発性有機化合物）における環境基準達成状況

	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	達成地点数	達成率	非達成項目数
市計画（揮発性有機化合物）	10	7	0	0%	0	10	100%	0

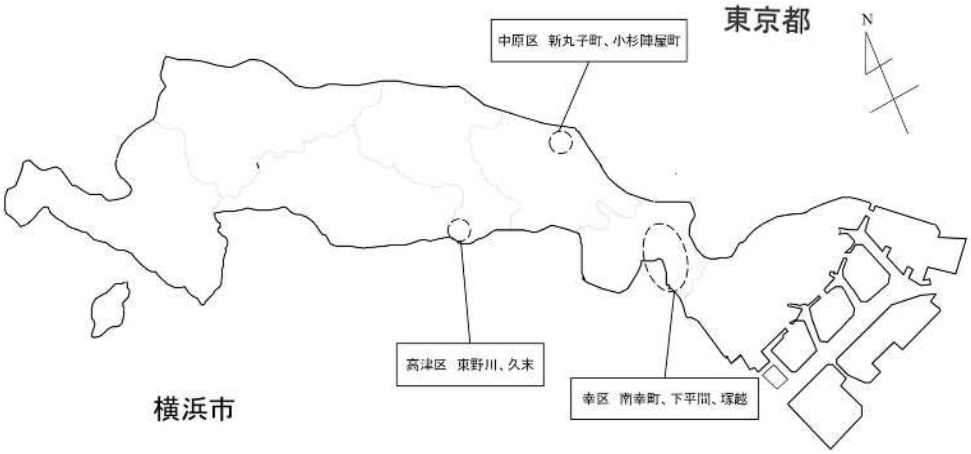

図32　地下水質調査地点図（市計画（揮発性有機化合物））

(ｲ) 有機フッ素化合物

ａ　概況調査等

測定計画における定点及び昨年度の調査で汚染が見つかった地点から選定した 16 地点で調査したところ、13 地点で PFOS 及び PFOA の指針値に適合した。指針値を超過した 3 地点のうち、2 地点は昨年度から継続して超過が確認された。

表 69　市計画（有機フッ素化合物・概況調査等）における指針値適合状況

	測定		検出状況			指針値適合状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	達成地点数	達成率	超過項目数
有機フッ素化合物（概況調査等）	16	1	8	50%	1	13	81.3%	1

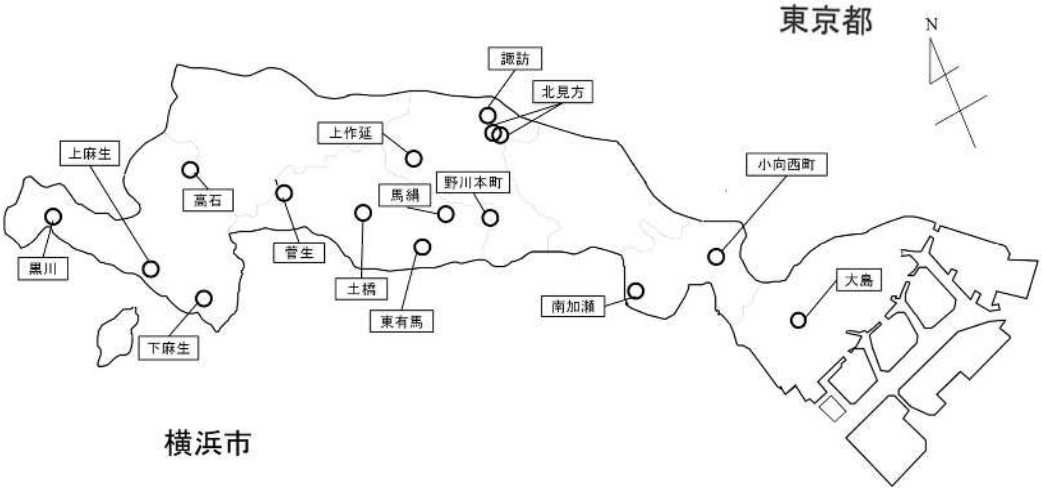

図 33　地下水質調査地点図（市計画（有機フッ素化合物・概況調査等））

表 70　検出項目及び調査結果（市計画（有機フッ素化合物・概況調査等））

（単位：ng/L）

番号	調査地点		PFOS及びPFOA
1	麻生	黒川	7
2	麻生	上麻生	35
3	麻生	高石	5
4	麻生	下麻生	—
5	宮前	菅生①	—
6	宮前	馬絹	—
7	幸	南加瀬	10
8	川崎	大島	—
9	宮前	東有馬	—
10	宮前	土橋	—
11	高津	上作延	—
12	宮前	野川本町	—
13	高津	北見方①	140
14	高津	北見方②	74
15	高津	諏訪①	57
16	幸	小向西町	48
指針値			50以下
報告下限値			5

（注）□ 太枠は指針値に適合していないこと、
－は報告下限値を下回っていたことを示す。

b　汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において、初めてPFOS及びPFOAの指針値が超過した高津区諏訪の調査地点及びその周辺の計3地点について調査を実施した。その結果、概況調査等で超過が確認された1地点で指針値を超過した。

表71　市計画（有機フッ素化合物・汚染井戸周辺地区調査）における指針値適合状況

	測定		検出状況			指針値適合状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	適合地点数	達成率	超過項目数
有機フッ素化合物（汚染井戸周辺地区調査）	3	1	3	100%	1	2	67%	1

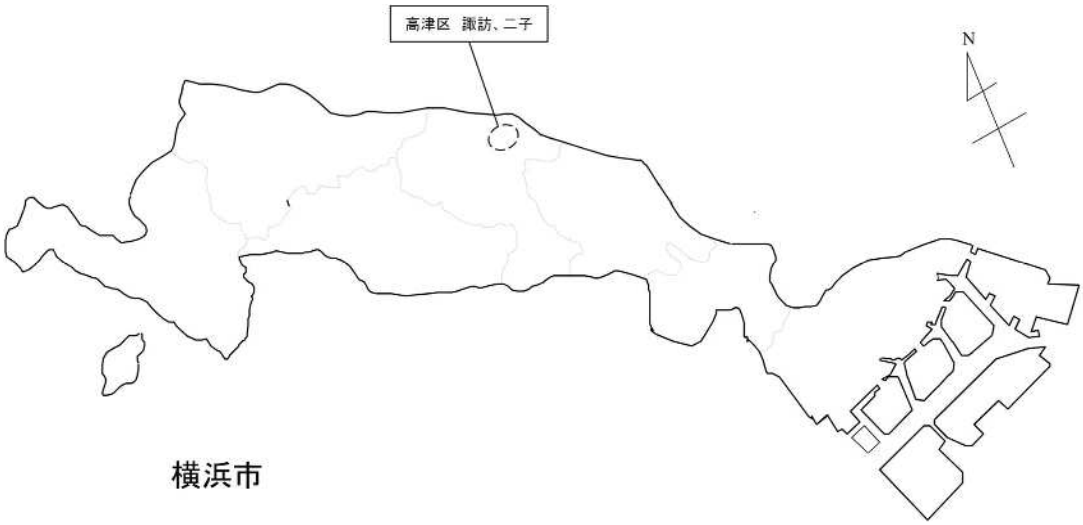

図34　地下水質調査地点図（市計画（有機フッ素化合物・汚染井戸周辺地区調査））

表72　検出項目及び調査結果（市計画（有機フッ素化合物・汚染井戸周辺地区調査））

（単位：ng/L）

番号	調査地点		PFOS及びPFOA
1	高津	諏訪①	54
2	高津	二子	17
3	高津	諏訪②	21
指針値			50以下
報告下限値			5

（注）□太枠は指針値に適合していないことを示す。

(3) ダイオキシン類の調査結果

市内の地下水（水質）の環境濃度を把握するため、5地点の井戸において調査を実施した。

令和6(2024)年度の調査結果は0.062～0.065pg-TEQ/Lで、全地点で環境基準（年平均値が1pg-TEQ/L以下）を達成した。

表73　ダイオキシン類の調査結果（地下水）

（単位：pg-TEQ/L）

調査地点			調査結果	環境基準値
①	麻生区	上麻生	0.062	1
②	多摩区	西生田	0.065	
③	多摩区	堰	0.062	
④	宮前区	南野川	0.062	
⑤	幸区	南加瀬	0.063	

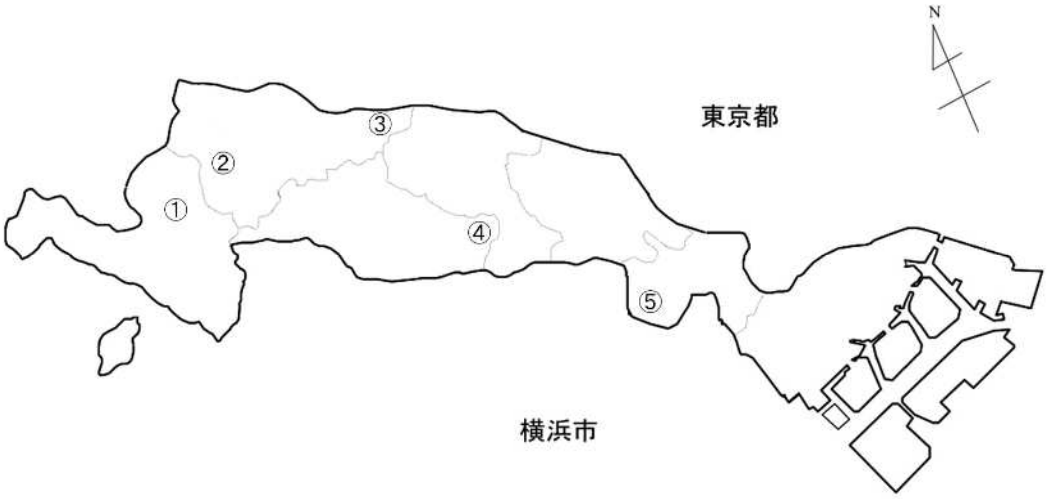

図35　ダイオキシン類の調査地点（地下水）

4　土壌ダイオキシン類の調査結果

市内の土壌の環境濃度を把握するため、3地点の公園において調査を実施した。令和6(2024)年度の調査結果は0.28～19pg-TEQ/g で、全地点で環境基準（1,000 pg-TEQ/g 以下）を達成した。

表74　ダイオキシン類の調査結果（土壌）

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点				調査結果	環境基準値
①	宮前区	犬蔵	宮前美しの森公園	0.28	1,000
②	高津区	梶ヶ谷	梶ヶ谷第２公園	19	
③	幸区	小倉	小倉アベリア公園	12	

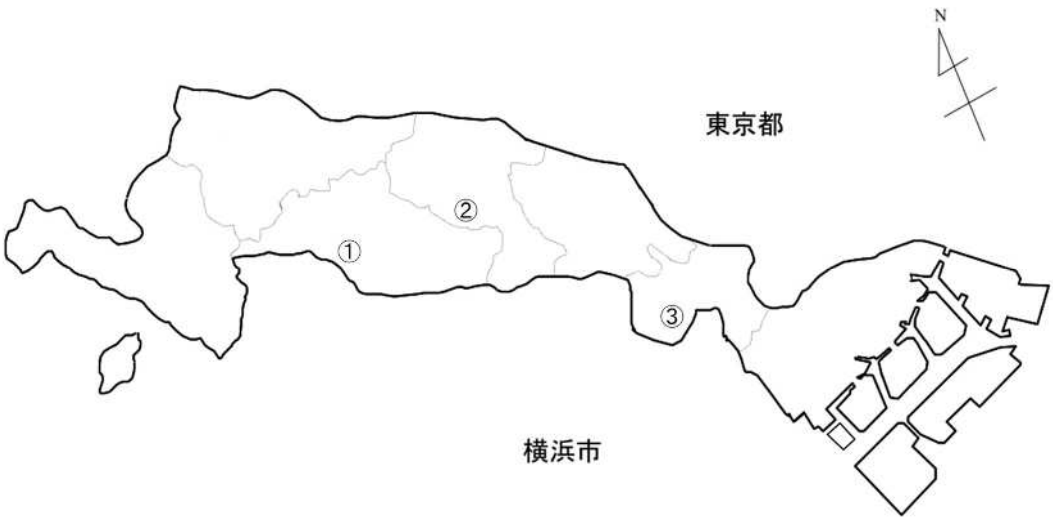

図36　ダイオキシン類の調査地点（土壌）

参考資料

環　境　基　準　等

1　大気

(1) 環境基準

項　　目	環境基準
二酸化窒素（NO_2）	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m^{3}以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が15 μg/m^{3}以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m^{3}以下であること。
光化学オキシダント（Ox）	1時間値が0.06 ppm以下であること
二酸化硫黄（SO_2）	1時間値の1日平均が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。

物　　質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m^3　（　3 μg/m^3）以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m^3　（130 μg/m^3）以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m^3　（200 μg/m^3）以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m^3　（150 μg/m^3）以下であること。

(2) 指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

項　　目	指　針　値
アクリロニトリル	1年平均値が2 μg/m^{3}以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が120 μg/m^{3}以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10 μg/m^{3}以下であること。
塩化メチル	1年平均値が94 μg/m^{3}以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18 μg/m^{3}以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6 μg/m^{3}以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が40 ng Hg/m^3（0.04 μg Hg/m^3）以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が25 ng Ni/m^3（0.025 μg Ni/m^3）以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6 ng As/m^3（0.006 μg As/m^3）以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5 μg/m^{3}以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が140 ng Mn/m^3（0.14 μg Mn/m^3）以下であること。

(3) 環境目標値（川崎市環境基本条例に基づく環境目標値）

項　　目	環境目標値
二酸化窒素（NO_2）	1時間値の1日平均値が0.02 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.075 mg/m^{3}以下であり、かつ、年平均値が0.0125 mg/m^{3}以下であること。
二酸化硫黄（SO_2）	1時間値の1日平均が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。

(4) 環境基準評価方法

環境省通知では、二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質については、短期的評価と長期的評価の二つの方法により、二酸化窒素・微小粒子状物質については長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価により環境基準の達成状況を評価することとなっている。

ア　二酸化窒素

年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から98%に相当するもの(年間98%値)が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

イ　浮遊粒子状物質

〈長期的評価〉

年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から、2%の範囲内にあるものを除外した日平均値（年間2%除外値）が0.10 mg/m^{3}を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.10 mg/m^{3}を超える日が2日以上連続しないこと。

〈短期的評価〉

日平均値が全ての有効測定日数で0.10 mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m^{3}以下であること。

ウ　微小粒子状物質

年平均値が15 μg/m^{3}以下であり、かつ、年間にわたる日平均値について、測定値の低い方から98%に相当するもの（年間98パーセンタイル値）が35 μg/m^{3}以下であること。

エ　光化学オキシダント

1時間値が0.06 ppm以下であること。(昼間　5時～20時で評価)

オ　二酸化硫黄

〈長期的評価〉

年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値（年間2%除外値）が0.04 ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

〈短期的評価〉

日平均値が全ての有効測定日数で0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。

カ　一酸化炭素

〈長期的評価〉

年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値（年間2%除外値）が10 ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

〈短期的評価〉

日平均値が全ての有効測定日数で10 ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20 ppm以下であること。

２　水質

(1) 健康項目（環境基準）

項　　目	河川 基準値（mg/L）	海域 基準値（mg/L）	項　　目	河川 基準値（mg/L）	海域 基準値（mg/L）
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
鉛	0.01 以下	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	0.02 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003 以下	0.003 以下
PCB	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	セレン	0.01 以下	0.01 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	ふっ素	0.8 以下	－
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04 以下	0.04 以下	ほう素	1 以下	－
			1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

(2) 生活環境項目

ア　河川（湖沼を除く）（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
Ｂ類型	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
Ｃ類型	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
Ｄ類型	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	

備考　Ｂ類型：二ヶ領本川（全域）、平瀬川（全域）　Ｃ類型：三沢川（全域）

イ　河川（水生生物保全水質環境基準）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全　亜　鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ｂ	水生生物の生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

ウ　海域（環境基準）

項目 類型	水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	*n*-ヘキサン抽出物質（油分等）
Ｂ類型	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	検出されないこと
Ｃ類型	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－

備考　Ｂ類型：運河等を除く川崎港　Ｃ類型：運河等

エ　海域（全窒素及び全燐に係る環境基準）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値（年間平均値）	
		全窒素	全　燐
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考　水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
　　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

オ　海域（水生生物保全水質環境基準）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全　亜　鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

(3) 地下水

ア　環境基準

項　　目	環境基準値（mg/L）	項　　目	環境基準値（mg/L）
カドミウム	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
クロロエチレン	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下

イ　指針値

項　　目	指針値（暫定）（ng/L）
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	50 以下

(4) 環境基準評価方法

環境基準達成と判断する基準を示す。

ア　公共用水域

(ｱ) 健康項目

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下であること、それ以外の項目については、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下であること。

(ｲ) 河川の生物化学的酸素要求量（BOD）と海域の化学的酸素要求量（COD）

類型指定された水域の環境基準点において、「75%水質値※」がその水域の類型の環境基準値以下であること。また、複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において環境基準値以下であるとき、達成と判断する。なお海域の COD においては本市の環境基準点が含まれる水域は他自治体にもまたがっていること、また、河川の BOD 及び海域の COD の測定地点には環境基準点ではない地点も測定していることから、個別の測定地点の 75%水質値が当該類型の環境基準値以下であったとき、「適合」と表現している。

環境目標（河川の BOD 及び COD）においてはその地点における「75%水質値」が環境目標値以下であるとき達成と判断する。

※75%水質値…年間の日間平均値のデータをその値の小さいものから並べ、0.75×ｎ番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値のこと。

(ｳ) 大腸菌数

類型指定された水域の環境基準点において、「90%水質値※」が類型の環境基準値以下である場合に、当該地点が環境基準値を達成しているものと判断する。

※90%水質値…年間の日間平均値のデータをその値の小さいものから並べ、0.9×ｎ番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値のこと。

(ｴ) 全窒素と全燐（海域）

類型指定された水域の環境基準点において、上層の年間平均値がその水域の類型の環境基準値以下であること。さらに複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点について平均した値が環境基準値以下であるとき、達成と判断する。なお、海域の COD と同様の理由で、個別の測定地点の上層の年間平均値が当該水域の環境基準値以下であるとき、「適合」と表現している。

(ｵ) 水生生物保全（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）（河川・海域）

類型指定された水域の環境基準点において、年間平均値がその水域の類型の環境基準値以下であること。さらに複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において環境基準値以下であるとき、達成と判断する。河川の BOD 及び海域の COD と同様の理由で、個別の測定地点の年間平均値が当該水域の環境基準値以下であるとき、「適合」と表現している。

イ　地下水

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下であること、それ以外の項目については、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下であること。

３　ダイオキシン類

対象	基準値
大　気	年平均値が 0.6 pg-TEQ/m^{3}以下
水質（水底の底質を除く。）	年平均値が 1 pg-TEQ/L 以下
土　壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
底　質	150 pg-TEQ/g 以下

備考　1　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
　　2　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

用　語　解　説

一酸化炭素（CO）

不完全燃焼したときに発生し、血中のヘモグロビンとの親和力が強いことから、肺に吸入されるとヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送力を減少させる。

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。湖沼・海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷が大きいことを示している。COD は Chemical Oxygen Demand の略称。

健康項目

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目。

光化学オキシダント（Ox）

工場・事業場、自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、揮発性有機化合物等が太陽からの強い紫外線によって光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の「酸化性物質」を総称して光化学オキシダントという。

光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント（Ox）対策効果を評価するために市独自で設定した日中の Ox 生成量を把握するための指標。Ox は工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）などが原因物質となり、これらが太陽の紫外線と反応（光化学反応）することで生成される。このため、光化学反応が起こる日中の Ox 生成量を把握することで、Ox 対策の効果を把握することができる。

生活環境項目

生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。BOD は Biochemical Oxygen Demand の略称。

大腸菌数

ふん便汚染をとらえるための衛生微生物指標。

全窒素

窒素化合物全体のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（NH_4－N）、亜硝酸態窒素（NO_2－N）、硝酸態窒素（NO_3－N）に分けられる。有機態窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性のものとに分けられる。窒素は、富栄養化の要因となっている。

全燐

燐化合物全体のことで、無機態燐と有機態燐に分けられる。燐は、富栄養化の要因となっている。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）75 種類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）135 種類、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co－PCB）十数種類の有機塩素化合物の総称をいい、物の燃焼などの過程で非意図的に生成する物質である。主な発生源はごみ焼却であり、その他に様々な発生源がある。長期間にわたって一定量以上を摂取した場合に、慢性毒性、発がん性などの健康影響のおそれが指摘されている。

TEQ（毒性等量　Toxicity Equivalency Quantity）

「ティー・イー・キュー」と読み、ダイオキシン類の種類によって毒性が大きく異なることから、ダイオキシン類の量を最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算して表す単位。

75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの 0.75×ｎ（ｎは日間平均値のデータ数）番目のデータ値。

90%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの 0.9×ｎ（ｎは日間平均値のデータ数）番目のデータ値。

ng（ナノグラム）

10 億分の１ｇを示す単位。

二酸化硫黄（SO_2）

石油などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼することにより発生する。自然由来の発生源として火山の噴煙等がある。酸性雨、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質を生成する原因物質でもある。

二酸化窒素（NO_2）

燃焼過程で発生し、工場・事業場や自動車等の排出ガス中に含まれる。排出ガス中には一酸化窒素のほうが含まれる割合が大きいが、排出された一酸化窒素は、大気中で酸化されて二酸化窒素となる。一酸化窒素と二酸化窒素を総称して窒素酸化物といい、光化学オキシダントや酸性雨、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質を生成する原因物質でもある。

年間 98%値、年間 98 パーセンタイル値

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値。例えば有効測定日数が 365 日であった場合、低い方から数えて 358 番目の値。

年間 2%除外値

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値。例えば、有効測定日数が 365 日であった場合、高い方から数えて 8 番目の値。

PCB

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。PCB は Poly Chlorinated Biphenyl の略。中でもコプラナーPCB と呼ばれる PCB の毒性は極めて強くダイオキシン類の１つとされている。PCB は、水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する油状の物質で、熱で分解しにくいことから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

ppm（ピーピーエム）

100 万分の 1 の比率を示す単位。大気汚染物質の濃度の単位として用いられる場合は、気体の体積の比率を表す。例えば、1 ppm の場合、大気汚染物質の気体の体積 1 に対し、大気の体積が 100 万の比率となる。また、ppm を百万分率とも呼び、1 ppm を％（パーセント：百分率）で表すと 0.0001％となる。

pg（ピコグラム）

1 兆分の 1 g を示す単位。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm 以下のもの。一般に SPM よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。

富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径 10 μm 以下のものであり、PM2.5 を含む。発生源は工場・事業場のばい煙、自動車排ガスなど人の活動に伴うもののほか、自然界（土壌の巻き上げ、海塩粒子、火山の噴煙など）のものがある。また、排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と硫黄酸化物や窒素酸化物などのガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、撥水剤、消火剤、コーティング剤等幅広い用途で使用されている。PFAS の中でも PFOS 及び PFOA は国際的な条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)）等に基づき、現在では製造・輸入等を原則禁止している。

μg（マイクログラム）

100 万分の 1 g を示す単位。

要監視項目

公共用水域の水質に設定されている項目で、人の健康の保護に関連する項目であるが、検出状況等から見て、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目である。